

# 足寄町過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

北海道足寄郡足寄町



# 目 次

<b>1. 基本的な事項</b> .....	1
(1) 足寄町の概況 .....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向 .....	2
(3) 行財政の状況 .....	3
(4) 地域の持続的発展の基本方針 .....	5
(5) 地域の持続的発展のための基本目標 .....	5
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 .....	6
(7) 計画期間 .....	6
(8) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	6
<b>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> .....	6
(1) 現況と問題点 .....	6
(2) その対策 .....	7
(3) 計画 .....	7
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	9
<b>3. 産業の振興</b> .....	10
(1) 現況と問題点 .....	10
(2) その対策 .....	12
(3) 計画 .....	14
(4) 産業振興促進事項 .....	18
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	18
<b>4. 地域における情報化</b> .....	18
(1) 現況と問題点 .....	18
(2) その対策 .....	19
(3) 計画 .....	19
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	19
<b>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</b> .....	20
(1) 現況と問題点 .....	20
(2) その対策 .....	21
(3) 計画 .....	21
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	23
<b>6. 生活環境の整備</b> .....	23

(1) 現況と問題点 .....	23
(2) その対策 .....	25
(3) 計画 .....	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	29
<b>7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 .....</b>	<b>29</b>
(1) 現況と問題点 .....	29
(2) その対策 .....	31
(3) 計画 .....	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	36
<b>8. 医療の確保 .....</b>	<b>36</b>
(1) 現況と問題点 .....	36
(2) その対策 .....	37
(3) 計画 .....	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	38
<b>9. 教育の振興 .....</b>	<b>38</b>
(1) 現況と問題点 .....	38
(2) その対策 .....	39
(3) 計画 .....	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	45
<b>10. 集落の整備 .....</b>	<b>45</b>
(1) 現況と問題点 .....	45
(2) その対策 .....	45
(3) 計画 .....	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	46
<b>11. 地域文化の振興等 .....</b>	<b>47</b>
(1) 現況と問題点 .....	47
(2) その対策 .....	47
(3) 計画 .....	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	48
<b>12. 再生可能エネルギーの利用の推進 .....</b>	<b>48</b>
(1) 現状と問題点 .....	48
(2) その対策 .....	49

(3) 計画 .....	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	50
<b>1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....</b>	<b>50</b>
(1) 現況と問題点 .....	50
(2) その対策 .....	51
(3) 計画 .....	52
<b>事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業 .....</b>	<b>53</b>

## 1. 基本的な事項

### (1) 足寄町の概況

#### ① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### [自然的条件]

足寄町は東経 143 度 12 分から 144 度 01 分、北緯 43 度 11 分から 43 度 33 分に位置し、十勝地域の東北部にあり、東は雌阿寒岳を経て釧路市阿寒町及び白糠町に接し、南は本別町、西は上士幌町、北は置戸町、陸別町及び津別町に隣接している。

地形はおおむね山麓をもって構成され、東西 66.5 km、南北 48.2 km の扇状の地形で、面積は 1,408.04 km<sup>2</sup>にも及ぶが、総面積の 82.3% (1,158.94 km<sup>2</sup>) は山林原野であり、雌阿寒岳、オンネトーを中心とする原始そのままの天然美及び大雪山麓森林地帯の自然が多く残されている。

河川は、阿寒山麓に源を發する足寄川と北部山岳に源を發する美里別川及び町の中央部を南流する利別川の 3 河川があり、十勝川上流の水力發電地域である。

地質は、北西部に旧期解析火山灰群山地、東部に白亜系古第三系を主体とした山地を擁した十勝構造盆地の北辺部にあたっており、盆地の主体となる地層は本別層群及び池田層群となっている。3 河川の支流流域では、これら河川に沿って数段の段丘堆積層が平坦地形をもって広く發達しており、農耕地が带状に分布している。

地下資源の主なものとしては、安山岩石、硫黄、火山灰及び各所に徴候のある鉱泉、冷泉などで、また、濁川上流及び褐鉄鉱山跡地の泉源、亜鉛、マンガン、石灰岩、天然ガスなどが認められているが、企業化の条件として期待できるものはない。

気候は、阿寒、大雪両山系の山麓丘陵地形のため、山麓特有の気象現象と十勝内陸性気候の影響を受ける条件を有しているため、寒暖の差が極めて大きく、夏には 35℃を超える暑さで、冬には零下 25℃を超えるほど寒くなる。降水量は、最近 5 カ年の平均で 829 mm と少なく、さらに冬も晴天の日が多く、降雪量も少なく日照時間が長い気象となっている。

##### [歴史的条件]

鹿皮仲買のため明治 7 年に稲牛に入った大森勇蔵が、本町に和人が足を踏み入れた最初の人であり、明治 12 年に細川繁太郎が妻エンとともに白糠町から中足寄に移住したのが足寄町開拓の始まりである。その後、道路の開さく及び鉄道の開通によって団体住民が入植し、次第に人口が増加した。大正 12 年、森林鉄道の開設は、足寄町の森林資源及び地域経済に大きな影響を与えた。そして、昭和 30 年 4 月、町村合併法に基づき、旧西足寄町と旧足寄村との合併により足寄町が誕生した。

##### [社会的・経済的條件]

本町は豊かな森林資源と地理的条件を活用した農林業を基幹産業としている。農業では、広大で豊かな大地を有効に生かし、小麦やてん菜、豆類などの畑作のほか、畜産では乳用牛・肉用牛を合わせた飼育頭数が約 2 万頭で、中でも黒毛和種牛は 4 千頭を数える。また、平成 16 年に「放牧酪農推進のまち宣言」を行い、中山間地域特有の広大な草地を活用した足寄町ならではの酪農経営を行っている。

林業では、行政面積の 80%以上を占める豊かな森林資源を有効に活用するため、役場庁舎や学校、給食センター、特別養護老人ホームなどの公共施設への地元カラマツ材の積極的な利用に取り組むほか、植樹、造林、育林など次世代へと森林資源を引き継ぐ取組や、低質材を利用した木質ペレットの生産など、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進している。

大自然に包まれた阿寒摩周国立公園内の雌阿寒岳・オンネトー地区は、国内外から年間約 49 万人の入込がある。オンネトーは季節や天候、見る角度によって美しい色合いに変化し、湖面には日本百名山の雌阿寒岳を映し出している。

商工業は、人口減少や景気低迷による消費購買力の低下、車社会の進展による日常生活圏の広域化、後継者不足等により厳しい状況にあり、小規模事業者が商工事業者の大半を占めていることから、高齢化が進む住民の日常生活維持のために小規模事業者の持続的発展が必要となっている。

十勝、釧路、網走を接点とする本町の交通条件としては、一般国道 241 号と 242 号が市街地の中心部で交差している。また、かつては北海道池北高原鉄道「ふるさと銀河線（池田駅～足寄駅～北見駅）」が町を縦貫して運行し、十勝圏・オホーツク圏の重要路線としての役割を果たしていたが、過疎化の進行に伴う利用者の減少などから平成 18 年 4 月に廃線となった。現在は代替交通手段として民間のバスが運行されているが、町を南北に縦貫する国道 242 号を通っているのみであり、人口減少や自家用車の普及などから公共交通利用者は年々減少している。

また、平成 14 年度に北海道横断自動車道の足寄インターチェンジが開通し、平成 23 年度には道央道とも直結したが、交流人口の拡大や産業振興などによる地域の活性化の推進、釧路・根室、オホーツクとの交通ネットワーク形成の観点から、全線の早期完成が求められている。将来、全線が開通した後においても多くの人に足を運んでもらえるように、今から魅力あるまちづくりに向けて取り組んでいく必要がある。

## ② 過疎の状況

国勢調査における本町の人口は、昭和 35 年に 19,385 人を数えたが、昭和 60 年には、11,586 人、平成 2 年には、10,289 人と減少し、平成 7 年には 9,522 人と 1 万人を割っており、平成 12 年では 8,871 人、平成 17 年では 8,317 人、平成 22 年では 7,630 人、平成 27 年では 6,990 人、令和 2 年では 6,563 人まで減少している。この原因は、基幹産業である農林業の低迷及び高齢化による離農者の増加、担い手不足、若年労働力の雇用の場の不足による転出が主なものであるが、高校や大学への進学に伴う転出も原因の一つになっている。また、近年の晩婚化や未婚化による出生数の減少、公共事業の減少による建設業の経営環境悪化・就業者数減少、コロナ禍による社会変化・物価高騰などから、地域経済が大きな打撃を受けており、経済の縮小による町外への人口流出も原因として挙げられる。

今後も引き続き過疎対策を講じる必要があるが、その推進に当たっては、基幹産業である農林業を中心とした産業振興をはじめ、地域に必要な人材確保を積極的に進め、生活環境基盤の整備や移住定住対策、子どもを産み育てやすい環境の整備、保健・医療・福祉の一体的なサービスの提供を進めることが重要となっている。

## ③ 社会経済的発展の方向の概要

日本は世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えており、人口減少問題、消費・経済力の低下など、大きな課題を抱えているが、このような社会経済情勢においても、安定した人口構造を維持し、将来にわたって町民が安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てをすることができる地域社会を構築し、魅力的で活力ある持続可能なまちづくりを進めていくため、令和 6 年度に「足寄町第 7 次総合計画」と「第 3 期足寄町創生総合戦略」を策定している。

基幹産業である農林業においては、担い手の確保と育成、規模拡大や多角経営等に対する支援充実を図り、産業の安定経営確立と、雇用の場の確保に向けた取組が必要である。また、本町の地域資源や地域特性、高速道路のインターチェンジや国道 241 号、242 号が市街地中心部で交差するという優位な地理的条件などを生かした観光産業の振興や、商工業における生産基盤の強化や生産環境の整備、人材育成支援の充実を図らなければならない。さらには生活環境の整備や福祉の増進、子育て支援、教育文化の振興、医療の充実など地域生活に欠かせないインフラの整備やソフト事業の充実、労働人口減少へ対応するための DX 推進を図っていく必要がある。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### 〔人口の推移と動向〕

日本は平成 20 年に人口減少社会に入っているが、本町の人口は表 1-1 (1) のとおり、一貫して減少を続けており、令和 2 年には 6,563 人となっている。国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計によれば、今後も人口は減少を続け、令和 27 年には約 4,112 人（令和 2 年から約 37%減少）になるものと推計されている。

年齢階層別人口の推移を見ると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）ともに昭和 35

年以降一貫して減少しており、平成7年には年少人口が老年人口（65歳以上）を下回っている。一方、老年人口は、生産年齢人口層が年齢を重ね、順次老年人口の区分に入り、また、平均寿命が延びていることから一貫して増加しており、令和2年の高齢者比率は39.9%まで上昇している。

総人口の推移に影響を与える自然増減（出生数－死亡数）については、平成7年頃から死亡数が出生数を上回る自然減に転じており、また近年の本町の合計特殊出生率は国や北海道平均を上回るものの、少子化が進む状況となっている。また、社会増減（転入－転出）については、一貫して転出超過（社会減）が続いており、転出先は帯広市やその周辺町、札幌市、首都圏となっている。人口減少の進行に、若い女性、子育て世代の流出が加わることで、さらなる人口減少を招く「縮小スパイラル」に陥るリスクに直面しており、人口減少への対応は待ったなしの課題となっていることから、令和6年度に策定した「足寄町人口ビジョン」の将来展望に向けた人口減少対策を講じる必要がある。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 12,667	人 10,289	% ▲ 18.8	人 8,317	% ▲ 19.2	人 6,990	% ▲ 16.0	人 6,563	% ▲ 6.1	
0歳～14歳	2,943	1,733	▲ 41.1	951	▲ 45.1	807	▲ 15.1	733	▲ 9.2	
15歳～64歳	8,645	6,921	▲ 19.9	4,781	▲ 30.9	3,533	▲ 26.1	3,209	▲ 9.2	
うち 15歳～29歳 (a)	2,345	1,461	▲ 37.7	916	▲ 37.3	579	▲ 36.8	599	3.5	
65歳以上 (b)	1,079	1,635	51.5	2,585	58.1	2,650	2.5	2,621	▲ 1.1	
(a)/総数 若年者比率	% 18.5	% 14.2	—	% 11.0	—	% 8.3	—	% 9.1	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 8.5	% 15.9	—	% 31.1	—	% 37.9	—	% 39.9	—	

表1-1 (2) 人口の見通し（第3期足寄町創生総合戦略）

区 分	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)
年少人口	653	581	557	555	572	596
0歳～14歳	10.8%	10.4%	10.7%	11.4%	12.6%	13.9%
生産年齢人口	2,964	2,777	2,601	2,371	2,187	2,025
15歳～64歳	48.9%	49.4%	49.9%	48.8%	48.1%	47.2%
老齢人口	2,447	2,260	2,050	1,933	1,791	1,668
65歳以上	40.3%	40.2%	39.4%	39.8%	39.3%	38.9%
合 計	6,064	5,618	5,208	4,859	4,550	4,289

※上段は推計人口(人)、下段は各年の構成比

### (3) 行財政の状況

人口減や景気低迷による税収や地方交付税の大幅な削減など、地方財政を取り巻く状況が厳しい中、本町においては平成27年度に策定した「足寄町第6次総合計画」に基づき、多種多様化する町民ニーズに的確に対応し、きめ細かな行政サービスを提供すべく行政事務の効率化や職員の適正配置など、簡素で効率的な行財政運営を図り、財政の健全性を表す実質公債費比率は、平成22年度の18.3%から令和6年度には11.5%にまで減少している。しかしながら、経常収支比率が平成22年度の

76.7%から令和6年度には92.0%にまで増加しており、行政需要の高度化・多様化する中において、少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費や公共施設老朽化に伴う修繕・改修経費の増大、物価や人件費の上昇に伴う歳出の増加により財政の硬直化が進んでいる。

今後は、令和6年度に策定した「足寄町第7次総合計画」に基づき、健全な行財政運営に向け、地方公会計制度の活用による財政状況の分析と情報開示を進めるとともに、町税の収納率向上を図るほか、ふるさと納税などの自主財源の確保と国・道の補助事業を有効に活用するなど、限られた財源を効果的に配分する自主性・自立性の高い自治体経営を進めていく必要がある。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	10,264,183	9,390,149	9,828,245
一般財源	5,704,656	5,656,972	5,714,931
国庫支出金	1,175,606	692,429	1,585,436
都道府県支出金	757,961	769,153	564,248
地方債	1,071,600	1,101,948	725,030
うち過疎対策事業債	521,500	678,800	382,300
その他	1,554,360	1,169,647	1,238,600
歳出総額 B	10,096,520	9,235,920	9,702,238
義務的経費	3,648,429	2,806,876	3,364,905
投資的経費	3,166,777	2,157,369	1,492,278
うち普通建設費	3,165,417	2,144,494	1,492,273
その他	3,281,314	4,271,675	4,845,055
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A-B)	167,663	154,229	126,007
翌年度へ繰越すべき財源 D	43,564	42,499	34,937
実質収支 C-D	124,099	111,730	91,070
財政力指数	0.19	0.18	0.20
公債費負担比率	27.0	16.0	18.0
実質公債費比率	18.3	8.7	9.7
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	76.7	79.1	87.5
将来負担比率	30.0	—	—
地方債現在高	10,172,889	11,135,728	11,811,338

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市 町 村 道 改 良 率 (%)	19.7	45.2	61.8	67.1	69.6%
舗 装 率 (%)	7.3	26.7	45.9	53.1	54.9%
農 道 延 長 (m)	—	—	—	6,848	6,848
耕地1ha当たり農道延長 (m)	5.5	0.0	0.1	—	—
林 道 延 長 (m)	—	—	—	108,521	108,521
林野1ha当たり林道延長 (m)	3.8	7.4	7.5	—	—
水 道 普 及 率 (%)	86.6	86.6	89.4	94.3	99.3
水 洗 化 率 (%)	0.0	0.0	3.0	73.5	73.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	11	15.1	12	14.4	9.1

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

これまでの過疎法に基づく過疎対策により、国や北海道の支援を受けながら、農林業等の産業基盤整備、道路等の交通網の整備、携帯電話や地上デジタルテレビ放送などの情報通信基盤の整備、上下水道等の生活基盤の整備、子どもセンターや特別養護老人ホームなど福祉施設の整備、病院施設や医療機器の整備、老朽化した義務教育施設の整備などを進め、産業の活性化や住民が快適に生活することができる環境づくりを推進してきたが、高齢化の進展など依然として厳しい状況にあることから過疎化は進行しており、多くの課題を抱えている。

「足寄町に住みたい、住み続けたい、住んでいて良かった」と思える豊かで活気あふれる足寄町を将来にわたって維持し、さらなる発展を遂げるためには、町民と問題意識を共有し、話し合い、共に考え、共に行動する協働のまちづくりを進めていかなければならない。また、先人から継承した緑豊かな大地という貴重な財産を後世に継承することも、今を生きる私たちが果たすべき重要な役割である。

今回、過疎地域持続的発展市町村計画の策定にあたり、北海道過疎地域持続的発展方針に基づくとともに、令和6年度に策定した「足寄町第7次総合計画」において掲げた「誰もが安心して暮らせる豊かで活気あふれるまち あしよろ」、令和6年度に策定した「第3期足寄町創生総合戦略」において掲げた「安全と希望、快適なまちづくり」を進めるため、SDGsの理念も取り入れ、人口減少の克服と地域経済の活性化へ向け、「持続可能なまちづくり」への取組を進める。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

##### ①人口に関する目標

令和12年度末人口数を5,618人以上。

人口の社会減数を5年間の平均で50人以内。

婚姻数を5年間で100組。

年間出生数を45人。

合計特殊出生率が5年後に0.47ポイント増。

##### ②財政力に関する目標

【固定資産税、町・道民税、法人町民税の課税状況に関する目標】

固定資産税の納税義務者数の減少率 R6 比 99.00% ※R6/R2 98.09%  
町・道民税の納税義務者数（所得割）R6 比 100.00% ※R6/R2 84.37%  
法人町民税の納税義務者数（均等割）R6 比 100.00% ※R6/R2 100.84%  
法人町民税の納税義務者数（法人税割）R6 比 100.00% ※R6/R2 91.18%

**【町道民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税の徴収に関する目標】**

- ・現年税課税徴収率

R6 年度における上記 4 税の徴収率 99.63%から 0.02%増。

- ・滞納繰越額

R6 年度における上記 4 税の滞納繰越額計 5,913 千円から 50%減。

③その他、地域の実情に応じた地域の持続的発展のための目標

下記 2 から 13 の項目の「(2)その対策」に記載。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、関係機関・団体や地域の代表者等が参画している総合開発審議会において、計画の達成状況について評価を行う。

(7) 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

**【公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方】**

施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な運営管理を推進することで、将来の更新費用の削減を目指す。

**【本計画における考え方との整合性】**

本計画に記載されている公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画第 5 章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に記載されている内容に適合する。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

少子化や働く場の減少、都市部への転出等で人口の減少が続いており、活力のある地域社会の創造が困難になっており、本町を含む山間地域での過疎化、少子化は著しく、基幹産業である農林業担い手の確保、空き家や農地の集約化・受け手対策は深刻な状況となっている。また市街地でも、既存商店街の空き店舗、空き家・空き地が目立ってきており、人口減少の悪循環の要因となっている。このような状況の転換を図るため、これまで本町では住環境整備補助金による定住促進や、新規就農者の誘致や農林業の後継者を重視した支援、保育料・給食費無償化等の子育て施策の充実など、現状の人口維持を基本とした町独自の対策に努めてきたが、人口の減少を食い止めるには至っていない。

また、新型コロナウイルス感染症流行によるテレワークの促進や、郊外においても高速通信網が整備される中で、地方でのスローライフを楽しむ選択をする人も増えており、都市部からの経験豊かな人材の移住や交流促進を図るための取組が求められている。若年層の転出抑制とも併せ、移住希望者の対応相談窓口の充実など U ターン・I ターン者、ワーケーション等の受け入れ態勢の整備を図っていくことが重要となっている。

過疎地域において首都圏をはじめとする他の地域と交流を進め関係人口を創出することは、経済的・社会的な効果が期待できるほか、自らの地域の魅力を再認識する機会にもなることから、継続的に取り組む必要がある。

過疎化の進行により、地域の産業や生活関連サービスの担い手が不足する課題が生じている。本町が今後も持続的に発展していくためには、次代を担う人材の確保・育成が特に重要であることから、様々な分野における人材の育成が必要となっている。

(2) その対策

- ①若年層が定住しやすい環境、定住を促す環境をつくるため、他の施策との連携を図りながら、移住・定住支援、促進策を進める。
- ②子育て世代やテレワークの活用による二拠点生活など様々な移住希望者に対して、相談窓口体制の充実を図る。
- ③WEBやSNSを活用したPRやふるさと会などの交流機会を通して、移住促進に向けた情報発信を行う。
- ④地域おこし協力隊制度の活用や空き地空き家利活用、Uターン・Iターン者の受け入れ体制の整備に努める。
- ⑤足寄が持つ魅力や個性を積極的に町内外へと発信し、地域の活性化を促すため、シティプロモーションを推進する。
- ⑥ふるさと会の継続・発展に向け、総合的な支援を行う。
- ⑦来訪者の町内滞在時間の増加やリピーターの増加につながるキャンペーン等の実施を検討する。
- ⑧定住促進を図るため、持ち家住宅や賃貸住宅の耐震化、建設・改修を促進し、安心して暮らすことのできる住宅環境づくりに向けた取組を推進する。
- ⑨人口減少時代における空き家や空き店舗の有効活用を検討する。
- ⑩住み良い住環境づくりを支援する施策やゼロカーボンに向けた住宅改修促進制度を検討するとともに、住宅相談窓口体制の構築を図る。
- ⑪十勝定住自立圏域市町村の連携等
  - ・職員研修及び圏域内人事交流を図る。
  - ・移住・交流の促進を図る。
- ⑫農林業、商工業、医療福祉等様々な分野における担い手となる人材の育成に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	地域活性化推進事業 住環境・店舗等整備補助金（住宅等） 住宅新築・増改築等 (事業内容) 新築・増改築・耐震診断・耐震改修・中古物件購入する者に対して補助金を交付する。	町	

		<p>(事業の必要性) 町民が安心して住み続けられる居住環境づくりを推進する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 定住人口の確保及び住環境の向上が図られる。</p> <p>まちづくり活動支援補助金</p> <p>(事業内容) 住民活動団体が自主的に行う創意工夫にあふれたまちづくり活動を支援するために補助金を交付する。</p> <p>(事業の必要性) 住民参加によるまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 住民が主体性を発揮できるまちづくりを推進することで町の活性化が図られる。</p> <p>移住促進事業</p> <p>移住等サポート支援事業</p> <p>(事業内容) 移住を検討する者からの相談体制を構築する。</p> <p>(事業の必要性) 人口減少を抑え、活気あふれるまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 定住人口の増加及び本町のPR効果が見込まれる。</p> <p>移住施策推進事業負担金</p> <p>(事業内容) 十勝東北部3町で、移住を検討する者からの相談体制を構築する。</p> <p>(事業の必要性) 人口減少を抑え、活気あふれるまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 定住人口の増加及び本町のPR効果が見込まれる。</p> <p>地方創生推進事業</p> <p>結婚新生活支援事業</p> <p>(事業内容) 新婚生活に伴う経済的負担の軽減等を図るため、住居取得費用又は住宅賃貸費用、引越費用に係る支援を行う。</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>
--	--	---	----------------------------

	<p>(事業の必要性) 町民が安心して生活ができる環境づくり及び移住定住を推進する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 子育て施策と連動し、定住人口の確保が図られる。</p> <p>空き家対策事業 空き家実態調査、空き家解体補助</p> <p>(事業内容) 町内の利用可能な住居・解体すべき建物の調査・データベース化を図る。</p> <p>(事業の必要性) 移住・交流施策の推進と空き家の適正管理を進める必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 空き家を利活用した移住や定住・交流者の受け入れが可能となる。</p> <p>奨学金返還支援事業</p> <p>(事業内容) 奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、町内の企業に就職、町内に居住する者に奨学金返済経費の一部を助成する。</p> <p>(事業の必要性) 進学や就職等で若者の流出が続いていることから、若者の町内企業就職・定着を図るための対策が必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果) 奨学金返済経費の一部を助成することにより、町外から将来を担う若者の定住を促進する。</p>	町
(5) その他	地域活性化推進事業（地域おこし協力隊）	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

【公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な運営管理を推進することで、将来の更新費用の削減を目指す。

【本計画における考え方との整合性】

本計画に記載されている公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画第5章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に記載されている内容に適合する。

### 3. 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### [農業]

本町の基幹産業である農業は、山麓丘陵地形を有効に活用した酪農・肉用牛経営を中心として、平坦地では畑作経営が営まれており、これまで、国営・道営及び団体営等の農業基盤整備事業等を導入し、農地造成・区画整理・客土・排水対策・農道・ほ場整備・家畜ふん尿処理施設、鹿柵等の整備により、農業経営の近代化、農業生産性の向上に取り組んでいるが、農畜産物の輸入自由化による国内農畜産物価格の低迷、農業飼料等の価格高騰による農業所得の低下、異常気象等による生産環境の変化、有害鳥獣による農業被害拡大などから農業経済は大変厳しくなっている。また、農業者の高齢化などによる離農により農家戸数は減少し続けている状況である。

農業経営の安定と生産力の維持・拡大を図るためには、コスト低減や野菜などの高収益作物の導入、6次産業化による農畜産物の高付加価値化の推進、経営の複合化、生産基盤の整備を促進するとともに、耕畜連携による有機的な結びつきや有畜化を進め、堆肥の活用による地力の向上、輪作体系の確立と緑肥の導入などによる土づくりを進め、環境にやさしく、安全で良質な農産物を目指すクリーン農業を推進していく必要がある。また、少子高齢化による農業従事者の減少、後継者不足などの課題を解決し、効率的かつ安定的な農家戸数を最大限確保するため、地域農業を支える意欲と能力を備えた優れた担い手の育成確保のほか、農村女性が活躍できる環境整備や経営参加を促進するとともに、新規就農者の参入も推進する必要がある。さらに、活力ある農村社会を形成し自立した地域農業を確立するため、日本型直接支払制度などの活用を通じて農業生産活動の維持と農地の持つ多面的機能の維持向上を図る活動や、農地の流動化と集約化による農作業及び経営体の協業化、集団化などを進める必要がある。

##### [林業]

林業は、農業と並び主要な基幹産業であり、本町では役場庁舎をはじめとする公共建築物の建設にカラマツ集成材を利用し、建築材としての有効性を実証するなど、地産地消としてカラマツ材の利用促進を進めている。さらに、森林機能の保全対策として「足寄町森林整備計画」を策定し各種施業を講じており、林道の開設などによる路網整備を進めているほか、所有者の造林経費の軽減を図るため、森林整備に係る国や道の補助事業の積極的な導入と併せて、森林環境譲与税を財源とした森林環境推進事業及び町単独助成による支援を行っているが、木材価格の低迷や林業経営コストの上昇等から採算性が低下し、森林所有者の経営意欲が減退している。また、森林所有者の高齢化、林業労働者の減少、植栽未済地の拡大などによる資源量の減少など様々な課題を抱えている。

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるためには、適正な森林施業により健全な森林資源の維持管理を行うとともに、地域林業の担い手である林業事業者の強化支援、林業労働者の育成確保を推進する必要がある。また、森林資源の活用、森林教育、森林保全、森林整備などの調査研究や森林林業に係る地域振興及び地産地消、地域材の利用拡大を推進するため、関係機関との連携強化を図る必要がある。

##### [地場産業の振興・起業の促進]

本町は豊かな自然と豊富な地域資源に恵まれており、農畜産物や木材など多くの優れた素材を生産しているが、原料としての出荷がほとんどで、付加価値を高めた加工品の生産が望まれている。加工品については、流通や販路拡大などに向けた宣伝活動が重要である。

活力ある産業と地域活性化の推進を図るため、小規模振興補助金や返礼品開発支援補助金の交付により、地場産品の開発や、起業する団体等に支援をしている。また、地域おこし協力隊の活動による町内生産（製造）物の販路拡大、商品開発、特産品PR、製造・生産技術向上等については、地域おこし協力隊起業支援事業補助金を交付し支援を行っている。今後も、地域資源を活用した新規特産物の発掘と新商品の研究開発を進めるとともに、農畜産物を中心に、原料の生産から加工販

売に至るプロセスを一貫して行う 6 次化の推進やブランド化を図り、本町の特産品についてあらゆる機会を通じての宣伝活動、ホームページ・インターネットなどでの通信販売、さらには「ふるさと足寄応援寄附金」の返礼品としての活用など、関係団体と連携して普及推進を図りながら、新たな雇用機会の創出や起業を促進する必要がある。

また、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進することで、再生可能エネルギーによる発電や燃料生産などの新たなエネルギー産業の振興、本町の秀逸な自然を活用した観光をはじめとする新たなサービス産業の推進が必要である。

#### [企業誘致・雇用の確保]

本町では少子高齢化による人口減少や若年層の進学等による都市部への流出により、町内事業者の減少や労働力不足が続く一方で、若者が求める仕事がないために都市部へ流出してしまう悪循環が発生している。「企業振興促進条例」を活用した企業誘致への取組、「創業及び持続化支援金」による新規創業と持続化の支援を通じ、町内経済の活性化や多様な就職先の確保、足寄高校新卒者の雇用促進が求められている。また、地域おこし協力隊制度の活用やU・Iターン就職・移住支援を通じて、町内での創業や事業承継、大学進学などで都市部に転出した足寄町出身者の地元就職や創業促進の取組も進める必要がある。

今後も人口減少時代が続く中で、町民が暮らしやすく生活に必要なサービスが途絶えることがないように、継続的な企業誘致や創業支援を行っていく必要がある。

#### [商工業]

本町の商工業は、活力ある地域づくりに欠くことのできない経済活動の根幹をなすものとして、地域の産業振興と密接な関係を持つが、人口減少や町内購買力の低下、商品購入手段の多様化などに加え、景気低迷や原油、原材料の高騰など、商工業を取り巻く環境は非常に厳しい状況である。また、事業者の高齢化や後継者不足により廃業せざるを得ない商店が増えているほか、慢性的な人手不足のため、事業撤退や経営規模を縮小せざるをえない業態もあるなど担い手不足は大きな課題となっていることから、事業の継続や第三者継承、担い手確保に向けた取組が必要である。

町内購買力の低下と人手不足解消のために、経営の近代化とIT化を進め、効率化を図るとともにインバウンドを含む町外からの消費を取り込む必要がある。

#### [情報通信産業]

本町では、携帯電話通信エリアの拡大を行い、テレビ放送においては、地上デジタル放送に伴う難視聴地域に対して有線共聴・無線共聴施設を整備するとともに総務省テレビ受信支援センターによる高性能アンテナ対策も活用し、町内全域で難視聴地域の解消を図ってきた。また、高速インターネットサービスを受けられない郊外の世帯については、高度無線環境整備推進事業によりNTT東日本が光ファイバを敷設し、町内全域で高速・大容量のインターネット通信が可能になっていることから、冷涼な気候を生かした情報通信産業の誘致等を目指す。

#### [観光・レクリエーション]

本町は、帯広・釧路・北見・旭川などの道東圏域や道央圏域の都市を結ぶ国道241号、242号が通過し、北海道横断自動車道も足寄インターチェンジから利用できることから道東観光の要衝となっている。今後は、北海道横断自動車道足寄一陸別間の事業再開に伴い、開通後も本町を目的地とし、寄ってもらえるよう、特産品の開発や魅力ある観光スポットの開設などを検討していく必要がある。また、インバウンド対応を含め、本町に何度も来たくするような施設整備を含めた観光振興策の再構築と、本町を知ってもらうPR活動の充実が求められている。

大自然に囲まれた阿寒摩周国立公園内のオンネトーは、日本百名山の雌阿寒岳を有し、麓に泉源豊かな雌阿寒温泉もあることから、国内外から多くの観光客が訪れる十勝管内でも有数の観光地となっており、今後も関係自治体と連携し、オンネトー地区の自然観光資源を将来にわたって保全す

るとともに、阿寒摩周国立公園を軸とした広域観光を推進する必要がある。また、北海道遺産の「螺湾ブキ」は、本町の貴重な観光資源でもあることから、PRに努めるとともに、地域や関係機関と連携して、今後も守り育てていく必要がある。

[その他]

有害鳥獣による農業被害が年々増加しており、特にエゾシカ、ヒグマによる自給飼料や農作物の食害は、農業経営を大きく圧迫しているほか、鳥獣、野鼠による森林被害も発生しているため、関係機関が連携した防止対策、駆除体制の強化が必要となっている。

(2) その対策

[農業]

- ①生産性の向上と農作業の効率化など計画的な生産基盤整備を進め、暗渠排水、土地改良などを総合的に推進する。
- ②耕畜連携事業などを通じた土づくりを奨励し生産基盤の充実を図る。
- ③地域の皆さんが守り続けてきた農地を、次世代に確実に引き継いでいくため、地域計画に基づいた農地の集積・集約化を進め農地の効率的活用を図る。
- ④足寄町農業再生協議会が中心となり、新規就農希望者が速やかに就農できるよう技能・経済両面からサポートする。
- ⑤就農を志す人から選ばれる地域となるよう、就農相談会等への積極的な参画や地域情報等の発信と情報収集に努める。
- ⑥農業後継者の確保に向け、各種資金制度等を活用して規模拡大や既往負債の解消など経営の改善を図る。
- ⑦農業の持つ循環機能を活かし、環境保全型クリーン農業を推進する。
- ⑧足寄町の中山間山麓地形や自然条件に適し、環境に負荷を与えない放牧酪農を推進する。
- ⑨関係機関と連携し、家畜（乳牛・肉牛）改良と飼養管理技術の普及などにより、生産性と品質の向上を図る。
- ⑩あしよろ和牛のブランド力向上に向け、優良後継牛の確保など繁殖基盤の強化を図る。
- ⑪「日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金制度・中山間地域直接支払事業・環境保全型農業直接支払支援の3事業の総称）」を活用して、農業生産活動の維持と農地の持つ多面的機能の維持向上を図る活動を支援する。
- ⑫北海道遺産「螺湾ブキ」、チーズ、イチゴといった魅力ある農産物のブランド化を進めるとともに、地産地消の推進など、農業者と商工業者が連携する取組を支援する。
- ⑬家畜伝染病発生時における初期対応は非常に重要であり、被害の拡大を防ぎ、生産者負担の軽減を図るため、まん延予防対策の強化と発生予防に向けた啓発活動を強化する。
- ⑭有害鳥獣による被害軽減のため、関係機関と連携し駆除体制の強化とエゾシカ侵入防止柵の維持管理を図るとともに、新たな侵入防止策を検討する。
- ⑮異常気象により高温多湿になる傾向が顕著になっており、気候変動に適応した強い農業づくりを進める。
- ⑯十勝定住自立圏域市町村の連携等による農業振興と担い手の育成を図る。

[林業]

- ①町森林整備計画に基づき、町有林の植栽・下刈・除間伐事業を計画的に実施する。
- ②既設林道や作業道の適正な維持管理に努め、計画的な整備を推進する。
- ③森林環境の維持には、林業従事者の人材確保が必要なため、林業事業者等と連携し林業に関するPR活動の推進を図り、就職相談会等を開催し人材確保に努める。
- ④森林を守り育てる意識醸成のため、関係機関と連携した「足寄ならではの」「木育」事業を推進する。

- ⑤九州大学北海道演習林との連携を強化し、協定に基づく森林資源の活用、森林教育、森林整備などの調査研究を進め、林業を通じた地域振興を進める。
- ⑥森林伐採時に発生する林地未利用材の有効活用を図る。
- ⑦森林経営者の後継者育成を進めるとともに、森林組合の組織強化を支援する。
- ⑧林業事業体と連携し、林業従事者の雇用安定に向けた就業支援と林業作業中の安全対策に関する支援を推進する。
- ⑨民有林経営では、補助事業を活用した造林事業を推進するとともに、除間伐などの保育事業を通して健全な森林の造成を推進する。
- ⑩エゾシカや野鼠など有害鳥獣による森林の被害が増えていることから、植栽木の保護や捕獲・駆除を関係機関と連携し推進する。
- ⑪森林病害虫の被害の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し早期防除に努める。
- ⑫気象変動による高温多湿、少雨傾向を起因とする干ばつにより、植栽木が枯れ、集中豪雨により流出するなどの被害も増えていることから、巡視の強化と早期対応に努める。

#### [地場産業の振興・起業の促進]

- ①地域資源を活用した、創業や商品開発の支援を行う。
- ②地場産品の開発振興の取組を支援し、新産業を支援する。
- ③都市部から新たな人材を受け入れて特産品開発の促進を図るため、地域おこし協力隊を継続して募集し地域振興を図る。
- ④ふるさと足寄応援寄附金の返礼品を活用し、特産品の宣伝やPR活動を推進する。
- ⑤十勝定住自立圏域市町村の連携等
  - ・農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進を図る。
  - ・フードバレーとかちの推進を図る。
  - ・地産地消の推進を図る。

#### [企業誘致・雇用の確保]

- ①町民の生活向上や地元雇用の促進による人口減少対策につながる企業誘致を推進する。
- ②十勝地域産業活性化協議会と連携し、地域の特色や強みを生かしたより積極的な企業誘致活動を展開するとともに、企業振興促進条例に基づく支援の充実を図る。
- ③商工会、ハローワークなどと連携して雇用の安定化を図る取組を進める。
- ④移住希望者向けの情報も含め、町内の雇用情報の一元化と情報発信を進める。
- ⑤地元事業所への就業を促進するため、事業所や就業者への支援を検討する。
- ⑥足寄高校新卒者や町内の若者が地元事業所で働けるよう、関係機関や事業所と連携して、体験研修の実施や「進路の日」の開催など、町内事業所情報の提供などを積極的に行う。
- ⑦関係機関と連携し、職場環境や労働条件の改善を図る。
- ⑧十勝定住自立圏域市町村の連携等
  - ・企業誘致の推進を図る。
  - ・中小企業勤労者の福祉向上を図る。

#### [商工業]

- ①多様化するニーズに対応した魅力あふれる店づくり、新たな起業に向けた取組を支援する。
- ②まちの賑わいの創出や町内消費の拡大につながる取組を支援する。
- ③まちの商工業、商店街のイメージアップにつながるPR活動などを支援する。
- ④商工会との連携による伴走型支援や、創業及び持続化支援金などの補助事業、中小企業特別融資事業を継続し、中小企業が安定した経営を続けていくための支援を行う。
- ⑤国や道などの各種事業を活用し、地域の産業を支える人材の育成と定住促進を図る。
- ⑥後継者対策や第三者継承に対する情報の収集と提供を図る。

- ⑦キャッシュレス決済への対応など、事業者のIT化を支援する。
- ⑧高齢化率の高い本町においては、生涯現役社会の実現と地域の産業を支える人材として、高齢者の雇用の仕組みづくりを検討する。

〔情報通信産業〕

- ①情報通信産業の誘致等を目指す。
- ②携帯電話サービスエリア拡大を関係機関に要請し、山間部の不感エリアの解消を推進する。
- ③既設情報通信設備の適切な維持管理と計画的な更新を進める。

〔観光・レクリエーション〕

- ①通過型から観光拠点として多くの観光客を迎え入れられるよう、町内三大拠点である道の駅地区、里見が丘地区、オンネトー地区の施設充実を計画的に図る。
- ②観光施設の案内標識や観光サインの整備を進める。
- ③特産品やイベントも含めた観光情報は、SNSや動画配信サービス等も積極的に活用し発信する。
- ④各施設でインバウンドに対応する多言語対応化を進める。
- ⑤まちの観光振興や情報発信の中核を担う観光協会の組織強化に向けた支援と連携強化を図る。
- ⑥関係機関等との連携を図り、阿寒摩周国立公園を軸とした広域的な体験・滞在型観光を推進する。
- ⑦商工会や観光協会等と連携し、特産品や食事メニュー等の開発など滞在を促す企画を充実させる。
- ⑧本町を代表するオンネトー、雌阿寒岳、湯の滝などの景勝地の自然環境を守るとともに、恵まれた自然環境をPRする観光資源としての積極的な活用を図る。
- ⑨地域と連携し、螺湾ブキの保全と活用を図る。
- ⑩本町を代表する「足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会」などのイベント内容の充実を図り、魅力の向上に努める。
- ⑪里見が丘公園の利活用促進を地域と協働して推進する。
- ⑫公園施設の長寿命化を図りながら、安心して安全な利用しやすい公園づくりを推進する。
- ⑬十勝定住自立圏域市町村の連携等による広域観光の推進を図る。

〔その他〕

- ①十勝定住自立圏域市町村の連携等による鳥獣害防止対策の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	草地畜産基盤整備事業（（草地整備型） （道営草地整備事業）） 【足寄地区】草地整備 道営水利施設等保全高度化事業（畑地 帯担い手支援型） 【中足寄地区】取水施設、配水池整 備、浄水場施設整備、送水管路整備	道  道	



	<p>観光</p>	<p>し、地域外の人材を誘致することで6次産業化を推進する。  (事業の必要性)  生産性の向上と安定供給や販路拡大を図る必要がある。  (見込まれる事業の効果)  特産品のPRが促進されるとともに地域経済の活性化が図られる。</p> <p>観光協会助成事業  あしよろ観光協会補助金  (事業内容)  あしよろ観光協会に対し補助金を交付する。  (事業の必要性)  足寄町の観光資源の開発と紹介宣伝、町内で生産される物産の販路拡張等を行い、地域振興を図る必要がある。  (見込まれる事業効果)  観光関連事業の発展及び産業振興が図られる。</p> <p>足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会実行委員会助成事業  (事業内容)  足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会実行委員会等に対し補助金を交付する。  (事業の必要性)  足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会等を継続して開催し、まちの賑わいを創出するとともに、本町のPRを促進する必要がある。  (見込まれる事業効果)  賑わいの創出や交流人口の拡大により地域の活性化が図られる。</p>	<p>町</p> <p>町</p>
	<p>その他</p>	<p>地域活性化推進事業  住環境・店舗等整備補助金（店舗）  店舗等新築・増改築等  (事業内容)  店舗等の新築・増改築・耐震診断・耐震改修・中古物件購入する者に対して補助金を交付する。  (事業の必要性)  商工業経営者の支援と地域経済の活性化を図る必要がある。  (見込まれる事業効果)</p>	<p>町</p>



		あしよろ和牛振興支援事業補助金	町
		野生鳥獣対策事業	町
		森林作業員就労条件整備事業	町
		農業人材育成事業（地域おこし協力隊）	町

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
足寄町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり。

なお、本区域における産業の振興については、必要に応じて、周辺市町村及び北海道との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

【公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な運営管理を推進することで、将来の更新費用の削減を目指す。

【本計画における考え方との整合性】

本計画に記載されている公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画第5章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に記載されている内容に適合する。

## 4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年、情報通信技術の発展により、高速通信網の整備によるインターネット、携帯電話の普及、地上テレビ放送のデジタル化など、社会経済活動から個人のライフスタイルに至るまで、様々な変化をもたらしている。本町は広大な行政面積を有しており、住宅が散在していることから、防災行政無線放送や防災エリアメールの導入、地デジ難視対策や携帯電話不感エリアの解消など、どこに暮らしていても安全で安心して生活でき、豊かさが実現できる環境の整備を進めている。地上テレビ放送のデジタル化移行については、有線共聴・無線共聴施設の整備や総務省テレビ受信支援センターによる高性能アンテナ対策の活用により、町内全域で難視聴地域の解消を図ったが、難視聴地区への新規就農者や共聴施設の維持管理・設備更新や高性能アンテナの老朽対策等が課題となっている。高速インターネットの接続環境については、高度無線環境整備推進事業によりNTT東日本が郊外にも光ファイバを敷設し、町内全域で高速・大容量のインターネット通信が可能になったが、携帯電話については、依然として山間部の国道沿いを含む一部の地区では利用ができないため、住民の安全確保、市街地と郊外地区、都市部との情報格差を改善するため、基地局の設置が必要である。今後も引き続き、国や事業者に対する要望を強め、時代に即した整備・設備更新を図っていく必要がある。

また、情報通信技術の積極的な活用を図り、行政の効率化や迅速な行政サービスの提供、スマート農林業の導入、高齢者の見守り・買い物支援など、町民の利便性向上を図る必要がある。



目指す。

#### 【本計画における考え方との整合性】

本計画に記載されている公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画第 5 章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に記載されている内容に適合する。

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### 〔市町村道〕

国道、道道及び市町村道は、産業の振興、住民生活の安定と福祉の向上や地域間交流の促進など、地域社会を形成する上で重要な役割を果たしているが、本町を含む過疎地域における市町村道の整備状況は、全道平均を下回っている状況にある。現在、本町の町道延長は 458.1 km で、その内改良済延長が 322.9 km で、改良率は 70.5% となっており、舗装は 255.2 km で、55.7% の舗装率である。橋梁は 119 橋が永久橋となっている。これまでの過疎対策の成果により改良・舗装率とも改善が図られているが、依然として約 30% が未改良道路である。

地域の活性化や交通、災害等に対する住民生活の安全性の確保等、道路網の充実・強化は必要不可欠であるが、公共事業を取り巻く厳しい状況を背景に、中長期的な視点で「選択と集中」の観点に立った効果的・効率的な道路整備が必要であり、橋梁については「足寄町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、事後保全的な対応から適切な時期に計画的に修繕を行う予防保全的な対応や、新技術等の活用により予測保全的（センサーデータ等の蓄積・分析によりインフラの劣化予測精度を向上させ、最適な時期に最適な工法で補修していく考え方）な対応への転換を図り、また、迂回路が存在する橋梁においては、集約・撤去を検討すること等により「費用縮減」の取組を進める。

#### 〔農道・林道〕

農道については、これまでの対策で、一定程度基幹的な路線の整備が図られたが、大型機械の運行、農畜産物の集出荷及び生産資材等の大量輸送や輸送回数の増大に対処するため、必要に応じて新設・改良・舗装を行う必要がある。

林道については、健全な森林の維持管理や効率的な林業経営を展開していく上で基幹的な施設であるとともに、きめ細かな森林施行を推進する上で重要な役割を果たしていることから、必要に応じて新設・改良・舗装を行う必要がある。

#### 〔公共交通〕

本町を走る民間のバス路線は町内を南北に縦貫する地域間幹線系統 1 路線であり、高齢者や学生など交通弱者の重要な交通手段となっているが、過疎化の進行などにより輸送需要が減少し、沿線自治体の補助金がなければ運行を維持することが困難な状況にある。高齢化が進展する中、交通弱者への対応として、公共交通の重要性はますます高まってきていることから、路線バスの安定的な運行を維持する必要がある。また、民間バス路線が撤退した地域の交通手段を確保するため、地域の状況と住民ニーズに応じた対策を講じる必要がある。

市街地内における移動は、コミュニティバス「通称：あしバス」を運行し、買い物や通院などの地域生活に欠かすことのできない交通の確保を図っている。

今後は、足寄町地域公共交通計画に基づき、交通弱者の移動手段確保、市街地内の移動手段の利便性確保、郊外部からの移動手段の確保、コスト効率の改善・サービスの持続性確保など本町の交通課題を解決していくため、住民説明と利用促進に努め、将来にわたって健康で安心・安全な暮らしを支える地域交通ネットワークを形成することが重要となる。

#### 〔道路整備機械等〕

本町の面積が大きく町道の延長距離も長いため、維持管理、特に冬期間における除雪を早期に行うことが困難な状況にある。また、未改良道路も多くあるため冬期間の凍結による道路を整正する必要があり、道路整備機械の整備拡充を図る必要がある。

(2) その対策

[市町村道]

- ①町道の改良や舗装の計画的整備促進に努める。
- ②高齢者や障がい者に優しい道路づくりを検討する。
- ③パトロールを強化し、迅速で適切な維持管理を推進する。
- ④迅速な除排雪体制を確保し、生活路線の安全確保を推進する。
- ⑤橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の適切な修繕を進め、長寿命化を推進する。

[農道・林道]

- ①必要に応じて農道の新設改良を図るとともに補修等を推進する。
- ②既設林道や作業道の適正な維持管理に努め、計画的な整備を推進する。

[公共交通]

- ①地方路線バスの安定的な運行体制を維持するため、情報発信と利用促進を推進する。
- ②へき地患者輸送車とあしバスの効率的な運行に努める。
- ③市街地の乗合デマンドの検討を進め、町民にとって利便性が高く効率的な公共交通体系づくりを進める。
- ④町有バスの利活用を推進する。
- ⑤十勝定住自立圏域市町村の連携等による地域公共交通の維持確保と利用促進を図る。

[道路整備機械等]

- ①道路整備機械の整備を促進する。(土木機械購入事業)

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	南3丁目通整備 用地取得、用確測量 改良工・舗装工 L=156m W=5.5+1.25 (両)	町	
		南7丁目通整備 調査設計 L=57m 改良工・舗装工 L=57m W=7.5+2.25 (両)	町	
		南7丁目2号通整備 調査設計測量 L=100m 改良工・舗装工 L=100m W=5.0	町	

	栄町1丁目川沿通整備 用地取得、用確測量	町
	道路ストック修繕 足寄白糠線 路上路盤再生 L=4,000m 大誉地トマム線 路上路盤再生 L=450m	町
	南7丁目川沿通整備 調査設計測量 L=426m 改良工 L=355m W=6.0m 舗装工 L=355m W=6.0m	町
	西町9丁目2号通整備 改良工 L=45m W=4.0m 舗装工 L=45m W=4.0m	町
	西町9丁目4号通整備 改良工 L=75m W=4.0m 舗装工 L=75m W=4.0m	町
	南6条2号通整備 調査設計測量 L=210m 改良工 L=210m W=6.0m 舗装工 L=210m W=6.0m	町
	中央幹線整備 改良工 L=1,000m W=6.5m 舗装工 L=1,000m W=6.5m	町
	東芽登原野線整備 側溝 L=785m	町
	町道舗装改修 舗装 L=7,080m	町
橋りょう	町道補修事業 橋梁長寿命化修繕事業 橋梁修繕、調査設計	町
その他	街路灯整備 町道台帳補完業務	町
(2) 農道	農道維持管理	町
(3) 林道	森林整備(点検診断)事業 点検調査、林道橋・トンネル調査 林道維持管理	町
(6) 自動車等 自動車	公用車更新事業 パトロール車1台	町
(8) 道路整備機械等	土木機械購入事業 タイヤショベル 1台	町
(10) その他	市街地コミュニティバス管理運行事業 市街地 5便/日 ふるさと銀河線代替バス運行補助事業 地域間幹線系統路線維持費補助金	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

【公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な運営管理を推進することで、将来の更新費用の削減を目指す。

【本計画における考え方との整合性】

本計画に記載されている公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画第 5 章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に記載されている内容に適合する。

## 6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

〔水道施設〕

上水道をはじめとする各種水道施設は表 3 のとおりで、概ね全町的に整備を図ってきたが、農村地域に散在する農家については、受益戸数が少数であるなどの理由から給水制度を活用することができないため、未整備の状況にある。また、水質管理を徹底し、安全でおいしい水の安定供給を図るため、平成元年に指定を受けたエキノコックス病、感染症新法でのクリプトスポリジウム症の汚染、各種微量化学物質による水源汚染事故防止等について対策を進めている。さらに、敷設後相当年数が経過している管路等施設の老朽化、濁水、地震災害時の安定供給対策などの整備を実施しているが、なお一層の整備、対策が必要である。

表 3 水道施設の状況

施設名	施設数	給水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水人口 (人)	備考
上水道	1	3,450.0	4,683	中心市街地
簡易水道	1	300.0	140	拠点集落 (5 地区)
専用水道	1	1,251.8	311	西足寄
営農用水等	13	1,578.8	254	中足寄・鷲府・昭和・芽登第 3・上足寄・大誉地・北斗・奥足寄・愛冠・芽登・新町外
簡易給水施設	22	755.9	272	
計	38	7,378.5	5,660	

〔下水処理施設〕

下水道は、町民が快適で豊かな生活を営むうえで必要不可欠な基礎的施設であり、浸水防除、公衆衛生の向上・公共用水域における水質環境の保全の面からも、生活排水の適切な処理は重要な役割を担っている。本町では、市街地において、平成 7 年度から公共下水道の整備を進めており、令和 6 年度末現在 3,259 人が下水道に接続している。

また、公共下水道の排水区域外では、合併処理浄化槽の整備を進めており、令和 6 年度末で整備済みは、488 人となっている。

令和 6 年度末の単独処理浄化槽設置人口 206 人を加えた水洗化率は 67.30%で、全国平均と比較して低い水準となっており、生活排水の総合的な対策を図るため、地域の実情に応じた効率的・効果的な下水処理施設の整備を推進する必要がある。

〔廃棄物処理施設〕

ごみ処理は、昭和 49 年より全量埋立方式で、さらに平成 4 年に汚水処理施設を含む管理型埋立方式による一般廃棄物最終処分場施設により行ってきた。平成 14 年からは、本町が参画する池北三町行政事務組合の共同処理施設「銀河クリーンセンター」で一般廃棄物の処理を行ってきたが、

銀河クリーンセンター最終処分場の満了を迎えたことを機に平成 30 年度をもって組合を解散、足寄町が銀河クリーンセンターを承継した。

組合の解散に伴い平成 31 年度からは、可燃・不燃・粗大ごみ等は、十勝圏複合事務組合くりりんセンターへ運搬し、広域処理を行っている。資源ごみについては、事務委託を受けた本別町及び陸別町の資源ごみも含めて銀河クリーンセンターで中間処理を行っている。

一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物については平成 9 年 4 月に制定されたりサイクルと最大限の減量を目的とした「容器包装リサイクル法」に基づいた施設の整備を行い、適切な処理を実施している。

廃棄物旧処分場については、昭和 49 年度に埋立を完了し、覆土完了後に施設閉鎖となっている。足寄町一般廃棄物最終埋立処分場については、平成 14 年度に埋立を終了し覆土も完了しており、平成 30 年度に満了となった銀河クリーンセンター最終処分場も含め、今後は関係法令に従った施設閉鎖に向け、環境保全対策等地域住民の安全を最優先にした対応を図る必要がある。

し尿については、池北三町行政事務組合の浄化センターにおいて処理していたが、施設の老朽化が著しいことから閉鎖し、現在は十勝圏複合事務組合の十勝川流域下水道浄化センターにおいて広域処理を行っている。今後も十勝圏複合事務組合及び関係自治体と連携し、し尿処理施設の整備と適切な維持管理が必要である。

#### 〔墓地・霊園・火葬場〕

本町には 23 箇所の墓地が散在しており、このうち足寄霊園については拡張・造成工事を行い、新しく墓地を求める住民の要望に応じて計画的な区画造成を進めていくが、少子高齢化や核家族化の進行により、墓地の承継者不足や維持管理が困難となっているケースが増加していることから墓地利用者と連携して墓地の適正管理に努める必要がある。

平成 21 年度に建設した火葬場については、円滑な火葬業務を行うため、火葬炉機器の維持補修による適正管理を行い、施設の機能保持を図る必要がある。

#### 〔消防施設〕

平成 18 年の「消防組織法」改正後、本町を含む十勝圏では国の動きに先行して、平成 16 年 8 月から「十勝圏広域連携検討会」を設置し、平成 26 年 3 月に北海道消防広域推進計画に基づき「十勝圏広域消防運営計画」を策定、平成 27 年 5 月に 6 つの消防本部を統合した「とちかち広域消防事務組合」を設立した。平成 28 年 4 月から全国最大の管轄面積を有する「とちかち広域消防局」として運用を開始し、その後、消防救急デジタル無線の整備や高機能指令システムの導入による迅速な災害地点の把握及び直近署所からの出勤による初動体制の強化など広域化による消防体制の充実強化を図ってきた。今後は、高機能指令システム及び消防・救急デジタル無線について、機器更新を実施し機能の向上を図る。

本町の消防体制は、常備消防の「とちかち広域消防局足寄消防署」の 1 署、非常備消防の「足寄町消防団」の 1 団 5 分団で構成されており、庁舎は足寄消防総合庁舎（常備消防、非常備消防併用施設）の 1 箇所と 6 箇所の消防分団詰所を設置しており、平常時の消防・救急業務に加え、地震や自然災害等の大規模災害発生時における防災拠点として重要な役割を担っている。

消防水利は、火災などの消防活動には不可欠であり、公設消火栓 88 基、公設防火水槽 60 基を設置しているが、消防水利の充足率は依然として低い状況にある。

また、消防車両は火災防ぎょ、災害の防除及び被害の軽減を図るため 24 時間あらゆる出動要請に対応することが求められ、迅速な消防活動を支えるためのもので、消防自動車 11 台、救急自動車 2 台、その他の車両 3 台を配置している。

近年、災害の大規模・複雑多様化、少子高齢化の急速な進行に伴う人口減少、さらにはテロ災害や武力攻撃等の有事への対応など消防を取り巻く環境は大きく変化しており、消防に対する住民の期待はますます高まっている。

こうした状況の中、住民の生命、身体及び財産を守るという責務を十分果たしていくためには、

「足寄町公共施設等総合管理計画」、「とちがひ広域消防局消防力の基準及び広域化施設・施設整備計画」及び「足寄町総合計画」等に基づき、効果的な消防施設等の整備・更新を行い、消防体制の充実強化を推進していく必要がある。

#### [公営住宅]

本町では、住宅施策の目標や方向性、重点的な取組を定め、具体的な住宅施策を推進することを目的として、令和2年3月に足寄町住生活基本計画を策定し、公営住宅に関しては、足寄町公営住宅等長寿命化計画を策定し、高齢者世帯や子育て世帯など様々なニーズに合った公営住宅の適切な更新や維持管理を進めてきた。

入居者の家族構成は高齢者世帯や子育て世帯、障がい者を有している方など幅広いことから、年齢や障がいの有無にかかわらず安心して生活できる住宅の実現を図ることが必要である。今後も、足寄町公営住宅等長寿命化計画に基づいて予防保全的な維持管理を図り、長寿命化を図ることでライフサイクルコストの縮減に努める。

#### [その他]

足寄町を流れる利別川・足寄川は河川改修が進んでいるが、気候変動等により、河川増水や道路冠水による交通障害、土砂災害の発生も想定しなければならない状況であるほか、中小河川の多くが未改修となっていることから、台風や大雨の際には注意が必要である。引き続き、北海道に対して河川整備事業の促進を要望するほか、関係機関と連携して流域治水対策に取り組み、良好な河川空間の形成や住民の安全確保・生活安定を図っていく必要がある。

本町の一部は十勝平野断層帯に位置し、かつ日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域にも指定されており、最大で震度6強の地震の発生が想定されているほか、活火山である雌阿寒岳が重点観測・研究火山となっている。全国各地で活発な火山活動が続いていることから、住民、登山者・観光客の安全確保を目的として活動火山対策特別措置法が改正され、災害発生時の迅速かつ正確な情報伝達や避難指示等、具体的な避難路確保、火山観測体制の強化が必要となっている。令和7年には、雌阿寒岳の活動がやや活発になっていることから、状況に応じた対応が必要になっている。

広域に甚大な被害が及ぶ災害時には、行政機能の回復や、ライフラインの復旧まで1週間程度要することから、自主防災組織の育成強化を図る中で「自助」「共助」「公助」をキーワードとして、行政・地域・住民が連携して防災力の向上を図っていく必要がある。住民の安全を確保するため、足寄町地域防災計画に基づき、各種災害対策や防災ガイドマップの配布等による啓発活動を行っているが、今後も「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本に、災害に対する備えを心がけ、防災意識の高揚、関係機関との連携強化など、総合的な取組を進めていく必要がある。

近年、住環境に対する住民のニーズは多様化しており、少子高齢化社会の中、生涯住み慣れた地域で安心して快適に暮らすことのできる住環境づくりが求められている。本町では、住環境・店舗等整備補助金制度により、住宅の耐震化や持ち家住宅の建設を促進し、定住人口の確保をはじめ、住み良い住環境づくりの支援を実施しているが、高齢化により住宅周辺の維持管理や除排雪、通院等の理由で持ち家を維持することが困難な世帯が増加している。引き続き、町内における継続居住を可能にする住宅の住み替えや、空き家の有効活用、新たな持ち家住宅の建設促進施策など、具体的な検討が必要である。

住民の生活環境の確保と健康の保持増進を目的に、令和5年4月に足寄町営温泉浴場の運営を開始しており、町民はもとより観光客の利用があるなど、幅広い世代が利用するくつろぎの場、憩いの場として活用されていることから、今後も適切な運営に努めていく。

## (2) その対策

### [水道施設]

①水源地の保全に努める。

- ②水質管理を徹底し、安全でおいしい水の安定供給を維持する。
- ③漏水防止対策を推進する。
- ④水道未普及地域の整備を推進する。
- ⑤水道管・施設の適切な維持管理と計画的な更新を進める。
- ⑥水道事業の効率的な運営に取り組むとともに、水道料金の見直しを検討する。

#### [下水処理施設]

- ①快適な生活環境及び水質保全を図るため、下水道区域内の下水道整備を進める。
- ②下水道区域内の水洗化の普及を推進する。
- ③下水道施設の計画的な修繕、更新を進め、長寿命化を図る。
- ④下水道区域外の合併処理浄化槽の整備を推進する。
- ⑤水質保全を図るため、家庭雑排水に対する意識啓発を推進する。
- ⑥気候変動に伴う降雨量増加や短時間豪雨を踏まえた総合的な対策を推進する。
- ⑦下水道事業の効率的な運営に取り組む。

#### [廃棄物処理施設]

- ①広域的な行政対応により廃棄物を適切に処理するとともに、銀河クリーンセンターの適切な維持管理を図る。
- ②十勝圏複合事務組合による広域行政を推進する。
  - ・廃棄物を適切に処理するとともに、施設の維持管理を図る。
  - ・し尿処理施設整備と適切な維持管理を図る。
- ③事務・事業の効率化や共通課題を解決するため、近隣市町村や関係機関等と連携し、協力体制や共同運営の取組を強化する。
- ④不法投棄を抑制するための対策と不法投棄を発生させない環境づくりを推進する。
- ⑤ごみ減量化に向けた生ごみ処理器の普及を推進するとともに、分別意識の向上と分別ルールの周知に努める。
- ⑥ごみの減量や再資源化を推進するため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の啓発を図り、資源ごみの集団回収を行う自治会に対する助成を行う。

#### [墓地・霊園・火葬場]

- ①火葬場、墓地・霊園の適正な維持管理に努める。
- ②墓じまいの増加を踏まえた共同墓（合葬墓）等の建設について検討していく。

#### [消防施設]

- ①消防施設等の計画的な整備、更新を図るとともに、消防職員の資質向上を図る。
- ②施設を計画的に修繕、改修し、効率的に維持管理を行い、地域の防災拠点としての機能を最大限維持し、消防職団員の安全管理、労働環境の向上に繋げる。
- ③消防水利の維持管理体制の充実強化を図りながら、上下水道部局と連携をして効率的な更新整備を進める。また、大規模災害発生時に対応できるよう耐震性を有する防火水槽の整備・更新について検討する。
- ④高機能指令システム及び消防・救急デジタル無線について、適切に機器更新を実施し機能の向上を図る。
- ⑤車両等の更新、充実を図り適切な救急搬送体制を構築する。
- ⑥住民への応急手当の普及を図るとともに、AEDの設置と積極的な使用を推進する。
- ⑦消防団員が安全に活動できるように必要な装備品の配備、教育訓練の充実強化に取り組む。

#### [公営住宅]

- ①既存公営住宅は予防保全的な維持管理を行い、長寿命化を図る。
- ②手すりの設置、段差の解消など住環境の整備を図る。
- ③老朽化した公営住宅は計画的な解体を行い、住環境の整備を図る。

[その他]

①防災体制の充実

- ・住民をあらゆる自然災害から守るため、地域防災計画に基づく体制を整備する。
- ・災害発生時に迅速かつ正確な情報伝達を行うため、避難発令体制の確立と情報伝達手段の充実を図る。
- ・防災資機材の整備充実と災害物資などの計画的備蓄を図る。
- ・土砂災害警戒区域の周知と土砂災害に関する情報伝達や避難体制の確立を図る。
- ・避難道路整備や河川整備、火山観測体制整備促進を関係機関に要請する。
- ・地域住民の積極的参加による防災訓練を実施するとともに、災害の危険と安全確保、活火山への備え等の防災教育に努める。
- ・関係機関と連携、災害時要配慮者対策に取り組む。
- ・自治会等を基本とする自主防災組織の育成・強化と防災意識の高揚に努める。

②定住促進を図るため、持ち家住宅や賃貸住宅の耐震化、建設・改修を促進し、安心して暮らすことのできる住宅環境づくりに向けた取組を推進する。

③人口減少時代における空き家や空き店舗の有効活用を検討する。

④住み良い住環境づくりを支援する施策やゼロカーボンに向けた住宅改修促進制度を検討するとともに、住宅相談窓口体制の構築を図る。

⑤足寄町営温泉浴場については、利用者ニーズに耳を傾けることで、末永く町民に愛される施設となるよう努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	配水管敷設替事業 DCIP～VWP～PWP～SGP-W L=890m	町	
		道路改良事業に伴う配水管移設 L=650m	町	
		計装装置更新事業	町	
		漏水調査事業	町	
		常盤浄水場改築更新事業	町	
		上水道導水管路更新事業	町	
	簡易水道	簡易水道施設維持管理軽費 業務用自動車更新事業 1.0t平ボディ 1台	町	
	その他	計装装置更新事業（営農用水道）	町	
		台帳補完事業（営農用水道）	町	

	水道管更新事業（営農用水道） PWP φ50mm L=500m	町
(2) 下水処理施設 公共下水道	下水終末処理場長寿命化事業 下水道管渠管理事業	町 町
その他	浄化槽設置整備事業 合併処理浄化槽設置補助金	町
(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	銀河クリーンセンター施設修繕 銀河クリーンセンター中継設備 車更新事業 新中間処理施設整備事業 新最終処分場整備事業	町 町  組合 組合
その他	資源集団回収奨励事業 資源集団回収奨励金 足寄ふれあい収集事業	町 町
(4) 火葬場	足寄火葬場整備事業 火葬場火葬炉設備更新、盤内 部品交換、屋根改修	町
(5) 消防施設	消火栓更新事業 15基 消防用貨物車更新 1台 消防自動車更新 3台 救急自動車更新 1台	町 町 町 町
	消防庁舎長寿命化改修工事 庁舎高圧受・変電設備更新工 事、庁舎エントランススロー プ改修工事、庁舎温水ボイラ ー配管劣化診断、庁舎温水ボ イラー改修工事 消防団詰所長寿命化改修工事 消防団詰所屋根塗装（中足 寄）、外構修繕（大誉地）	町 町
(6) 公営住宅	公営住宅修繕事業 校南団地・北団地 勤労者住宅管理事業 特公賃住宅維持管理 公営住宅長寿命化計画等策定事 業 町有建物解体事業 北星団地、美盛団地	町 町 町 町
(8) その他	職員住宅管理事業 防災対策経費 地域活性化推進事業 住環境・店舗等整備補助金 （住宅等） 住宅新築・増改築等	町 町 町

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な運営管理を推進することで、将来の更新費用の削減を目指す。

##### 【本計画における考え方との整合性】

本計画に記載されている公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画第5章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に記載されている内容に適合する。

### 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

#### (1) 現況と問題点

##### 〔出産・子育て支援〕

国のこども・子育て政策については、待機児童が大きく減少するなど一定の成果はあったものの、少子化傾向には歯止めがかからず、2000年代に入って急激な出生数減少が加速している状況にある。本町においても年間出生数は毎年20人～30人程度で推移し減少傾向にあるが、妊娠期から産後・子育て期までの継続的な支援が不可欠となっており、相談業務の充実を進めるとともに、特定不妊治療の対象に男性も加える等支援対策の拡充を図っている。今後も関係機関との連携を図り、若い世代が希望に応じて結婚、妊娠、出産、子育てができる環境づくりを進める必要があることから、妊娠期から産後・子育て期までの継続的な支援を充実させるため、デジタルツールを活用して、関係する機関での情報共有や保護者からの子育てに関わる申請・手続き等を行えるよう取り組む必要がある。

本町では、認定こども園、子育て支援センター、児童発達支援センター等を併設した複合施設である子どもセンターを整備し、これまで相談支援や関係機関との連携強化、多様化する住民ニーズに対応した保育サービスの充実を図っているほか、へき地保育所への給食提供や家庭的保育事業所の開設、学童保育所と児童館を一体化した放課後児童拠点施設を整備し、子どもたちが健やかに学び、伸び伸びと遊び、たくましく成長する環境づくりを進めている。今後についても、子どもを生み育てやすい環境の整備を進め、当事者の視点に立ち柔軟に対応する子育て支援の充実と全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充についても推進していく必要がある。

令和5年4月から「こどもがまんなかの社会」を実現するため、こども家庭庁が発足し、子どもや子育てをしている人の目線に立った政策が進められている。本町においても、少子化が進み、地域との関わり合いが減ったことにより、子育て中の親の孤立感や育児不安につながっていることから、それらを解消する取組を家庭、地域、社会全体が一体となって進めていく必要がある。また、足寄町子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域における子育て支援や子どもの心身の健やかな成長を支援する教育環境の整備を図ることとしており、若い世代の経済的安定を図るとともに子どもを産み育てやすい環境づくりのため、結婚から妊娠・出産・子育て・教育に至る切れ目のない施策を推進する必要がある。

##### 〔高齢者福祉・介護保険〕

本町の65歳以上の高齢者人口は、令和2年の国勢調査によると、2,621人で総人口(6,563人)に占める割合(高齢化率)は、39.9%となっている。また、国立社会保障人口問題研究所(社人研)の推計によれば、令和12年の高齢化率も39.9%となることが予想され、横ばいではあるが依然として高い状況となっている。世帯構成人数においても、昭和40年代前半には4人であったが、令和2年には2.1人になるなど、家庭や地域における援助機能が低下している。

高齢化社会において、加齢等によって心身の機能が低下し、支援が必要となる高齢者が増加することが予想されるとともに、女性の社会進出、扶養意識の変化、核家族化の進行などにより、高齢

者を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした社会的状況を踏まえ、第1期から第9期（平成11～令和8年度）までの「足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉の推進と介護保険給付の円滑な実施を図っている。さらに、平成22年度から進めている「医療と介護、保健・福祉連携システム」構築の拠点として、高齢者等複合施設（小規模多機能型居宅介護施設、地域交流施設、認知症高齢者グループホーム及び生活支援長屋）を整備し、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を送るための支援体制づくりに努めてきた。また、平成24年には「医療と介護、保健・福祉連携システム」構築に向けた取組として、町内病院機能の役割を分担し、町民の生活と安心を守っていくことを目的に民間病院が介護療養型老人保健施設に転換したが、令和6年3月をもって廃止になったため、高齢者等複合施設については、連携システムの中核施設として適切に事業が実施できるよう体制の整備を図る必要がある。

高齢者福祉施策をさらに推進し、「医療と介護、保健、福祉連携システム」による本町における持続可能な社会保障制度を確立するためには、地域のニーズを把握し、高齢者支援課総合支援相談室を核として情報の一元化を図り、町民が最期まで自分らしく安心して生活することができるよう、心に寄り添う医療・介護の提供や関係機関との連携強化が必要である。また、町内の介護事業所等が安定した介護サービスを提供するためには、介護人材の確保や育成が課題となっており、引き続き職員の確保と離職防止の施策に取り組む必要がある。

超高齢社会を迎える中、明るく活気に満ちた高齢化社会を築いていくために、高齢者がそれまでの知識・経験を生かして地域や社会に積極的に参加できる体制づくりや、生きがい活動の充実が求められているほか、認知症になっても尊厳を持って暮らし続けることができる権利擁護体制の構築も必要である。

#### 〔健康づくり〕

高齢化とともに、食生活、運動習慣などを原因とする生活習慣病に伴い認知症や寝たきりなどの要介護者の増加は、深刻な社会問題となっている。とりわけ本町では要介護認定者の約7割に認知症状が見られており、各種施策の推進や支援の充実・強化が求められている。

胎児期から高齢期まで生涯を通した心身の健康づくりを推進するためには、医療機関をはじめ関係機関との連携を図り、食生活の改善・指導などの生活習慣病予防・重症化防止施策を推進するとともに、住民の健康データの整備充実と相談体制やサービス提供体制の確保と情報の集約化を図る必要がある。また、近年、国内外で様々な感染症が発生しており、予防接種の対象や種類も増加していることから、医療機関や関係機関と連携し、感染予防の啓発・普及を図り、安全な予防接種の実施を推進していく必要がある。

#### 〔障がい者福祉〕

本町では、障がい児に対応した児童発達支援、知的障がい者・身体障がい者・精神障がい者に対応したホームヘルプサービスや通院などの移動支援、日中一時支援など、在宅福祉推進に向けた支援体制の整備を進めているが、環境の整備など、より一層きめ細やかで持続的な支援が求められている。地域全体での障がい者への理解促進、雇用機会の拡充、適切な職場環境の提供など、地域で協力し、今後も障がいのある人が住み慣れた地域で自らの選択により、必要なサービスを利用しながら、地域住民と共に暮らし、安心した生活ができる環境づくりを進める必要がある。

また、本町においては、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点施設を令和3年度に整備したことから、今後は、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう施設機能の充実を図っていく必要がある。

#### 〔地域福祉〕

少子高齢化の進展、地域互助組織である自治会などへの参加意識の低下や地域とのつながり

の希薄化など、地域内で支え合う機能が低下している反面、児童虐待や配偶者暴力、防犯、防災など、地域で支え合うことが必要な問題が顕在化してきている。これらの状況に対応するためには、自治会、民生委員児童委員、地域の福祉団体、ボランティア団体などとの連携が重要であり、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしている社会福祉協議会の機能充実と活動強化を図る必要がある。また、少子高齢化の進行や社会の変遷に伴い、高齢者、障がい者、児童、子育て世帯、ひとり親世帯に対する多様な支援や公的な福祉サービスの必要性が増しているが、支援に係る担い手の確保等が重要な課題となっている。

## (2) その対策

### 〔出産・子育て支援〕

#### ①出産・子育て支援の充実

- ・乳児全戸訪問や乳幼児健診の充実により、安心した子育てができるよう支援する。
- ・母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、包括的な支援を提供する。
- ・関係機関・関係部局が相互に連携し、子育て支援施策や相談体制の充実を図る。
- ・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図り、安心して出産、子育てができる環境をさらに推進する。
- ・出産・育児に関わる保護者の負担感の軽減、精神的な充実・安定を支援するための自主的交流活動を支える。
- ・次代を担う子の健全な育成等に資するため「子育て応援出産祝金贈呈事業」を実施する。
- ・保護者の子育ての悩みや育ちに見通しが持てるよう専門的な立場から支援を行うため、保護者との情報交換会の開催を継続する。
- ・子育て支援・学習と交流の場を設け、子育て世帯の対応力の向上、悩みの共有による心理的負担の軽減を図る。
- ・各小中学校を主体とした家庭教育学級の実施により、家庭の教育力を地域で高めていく。

#### ②保育サービスの充実

- ・保育ニーズに合わせた保育サービスの提供を進める。
- ・十勝定住自立圏域市町村の連携等による保育所の広域入所の充実を図る。

#### ③放課後児童対策の充実

- ・児童館において、児童の放課後保育等の充実を図る。

#### ④母子保健

- ・妊娠中の健康管理及び安全な出産を迎えるため、関係機関と連携を図る。
- ・乳幼児健診・育児相談・歯科指導・栄養指導・食育等による子育て支援を推進する。
- ・不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用の不妊治療と併用して行われた先進医療を対象とした不妊治療費助成事業を実施する。
- ・妊娠期から産後・子育て期までの継続的な支援を充実させるため、デジタルツールを活用して、関係する機関での情報共有や保護者からの子育てに関わる申請・手続き等を行えるよう取り組む。

### 〔高齢者福祉・介護保険〕

#### ①高齢者の生きがいつくりの推進

- ・個々のニーズに応じた生きがい活動の場を提供するとともに、地域における「仲間づくり」「役割づくり」の場である老人クラブの活性化に向けた支援を図る。
- ・就労やボランティア活動への参加を通じた生きがいつくりが図られる体制の構築を進める。
- ・「地域支え合いセンター」「老人憩の家」「寿の家」など高齢者福祉施設の有効活用を図る。
- ・敬老思想の醸成を図る。

#### ②高齢者福祉サービスの充実

- ・高齢者の自立を支える生活支援サービスの充実を図る。

- ・高齢者の権利擁護が図られる体制づくりを推進する。
- ・いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、福祉サービスの担い手育成や確保、必要なサービス基盤の整備を推進する。

### ③介護予防の推進

- ・要介護状態にならないよう、運動や栄養改善のプログラムを推進するとともに、時代に対応したデジタル通信機器等を活用した介護予防事業の実施について検討する。
- ・高齢者が自らの健康を維持できるよう、通いの場の継続や設置のための支援を行う。
- ・介護支援ボランティア事業により、現役世代から高齢者まで、ボランティア経験のない方でも気軽にボランティア活動へ参加できる環境を構築し、介護予防を推進する。

### ④認知症高齢者施策の充実

- ・高齢者徘徊防止のためのSOSネットワークの運用など、地域での見守り体制を構築する。
- ・認知症ケアパスの整備、認知症カフェの開催等により、認知症の方やその家族に対する支援を行う。
- ・認知症初期集中支援チームの活用や、認知症疾患医療センター及びかかりつけ医との連携を図り、認知症の早期発見・早期対応を行う。

### ⑤介護保険サービスの充実

- ・介護保険サービスの充実を図る。
- ・介護保険サービスの円滑な提供体制の確立を図る。
- ・介護サービスの質向上に努める。

### ⑥要介護認定の適正化やケアプラン点検等の介護給付費適正化事業を行い、介護給付の適正化に努める。

### ⑦介護サービス事業者への支援

- ・高齢者等複合施設を適切に管理・運営し、高齢者が安心・安全な日常生活を過ごせるよう支援する。
- ・町内に有する介護資源を有効活用し、介護人材の確保を図りながら必要な介護サービスの提供ができるよう、官民協同による基盤整備を推進する。

### ⑧介護サービス施設の充実

- ・特別養護老人ホーム利用者へ安心・安全な生活を提供するとともに、利便性の向上を図る。

### ⑨十勝定住自立圏域市町村の連携等による高齢者の生活支援体制の構築を図る。

## 〔健康づくり〕

### ①感染症対策

- ・定期予防接種の安全な実施を図るため、医療機関及び被接種者への情報提供を行う。
- ・様々な感染症から住民を守るため、感染予防の普及啓発を推進する。

### ②健康づくりの推進

- ・健康づくりの目標と方向性を定め、関係機関と連携し、全町民を対象とした事業を推進する。
- ・健康づくりに関する人材の養成・育成を図り、健康づくりのネットワークの拡大を図る。
- ・身近に取り組めるウォーキングなどの健康づくり運動の普及啓発を推進する。

### ③生活習慣の改善

- ・適正な体重の維持のため、栄養、食生活の改善を実践できるよう支援を推進する。
- ・睡眠、休養に関する正しい知識の普及啓発を図る。
- ・喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を図り、禁煙支援を推進する。
- ・飲酒が及ぼす健康への影響について普及啓発を図る。
- ・う歯予防、妊婦・成人・幼児期の歯科健診、高齢期の口腔機能の向上対策等を推進する。

### ④生活習慣病対策

- ・早期発見、重症化防止のため、特定健診の受診率向上や各種がん検診等の充実化と受診率向上に取り組む。

[障がい者福祉]

- ①地域生活の支援体制の充実
  - ・生活支援体制や相談支援体制、地域移行支援の充実を図る。
  - ・意思決定支援を推進する。
  - ・障がい福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図る。
  - ・福祉人材の養成、確保に努める。
  - ・生活安定施策を推進する。
  - ・障がい福祉サービス等による適切な保健、医療の提供を図る。
  - ・障がいの原因となる疾病等の予防、治療に努める。
  - ・精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援の充実を図る。
- ②自立と社会参加の促進
  - ・障がいのある子ども、医療的ケアを必要とする子どもに対する支援の充実を図る。
  - ・障がいのある児童生徒に対する学校教育の充実を図る。
  - ・雇用に関し、町民、企業、行政等が一体となった応援体制づくりに努める。
  - ・多様な就労の機会の確保に努め、福祉的就労の底上げを図る。
  - ・一般就労への移行を推進する。
  - ・社会参加の促進を図る。
- ③バリアフリー社会の実現
  - ・権利擁護の推進、虐待の防止に努める。
  - ・成年後見制度等の活用促進を図る。
  - ・障がいへの理解促進を図り、地域福祉活動を推進する。
  - ・住まい、移動、交通のバリアフリーの促進を図る。
  - ・支援を必要とする方の安全を確保するため、防災、防犯対策を推進する。
  - ・情報通信における情報アクセシビリティの向上を図る。
  - ・意思疎通支援の充実を図る。
- ④十勝定住自立圏域市町村の連携等による地域活動支援センターの広域利用の促進を図る。

[地域福祉]

- ①みんなで支え合う福祉のまちづくりの推進
  - ・日頃の住民同士の交流促進と福祉活動に対して主体的に参加できる環境づくりを進める。
  - ・地域福祉活動の担い手育成と活動団体の支援を図る。
- ②必要な支援を受けられる環境づくり
  - ・自殺対策の強化を図る。
  - ・民生委員児童委員や関係機関と連携し、支援を必要とする人へのサポート体制を構築する。
  - ・子どもの貧困対策と生活困窮者支援を進める。
- ③地域福祉を支えるまちの仕組みづくり
  - ・住民生活の課題解決に向けた情報提供の充実を図る。
  - ・総合的な相談体制、ケアマネジメント機能の充実を図る。
  - ・施策の点検及び評価体制の確立を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
-----------	----------	------	------	----

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 児童館	へき地保育所運営経費 学童保育所運営経費 児童館運営経費	町 町 町
	(2) 認定こども園	保育所運営経費 子どもセンター管理経費 子どもセンター調理室機器更新事業 子どもセンターLED化事業	町 町 町 町
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム その他	特別養護老人ホーム運営事業 高齢者等複合施設運営事業 地域交流施設・小規模多機能型居宅介護・生活支援長屋・グループホーム指定管理委託 高齢者等複合施設エアコン設置事業 デイサービスセンター運営事業	町 町 町 町
	(5) 障害者福祉施設 福祉ホーム	地域生活支援拠点等運営事業 施設管理・運營業務	町
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉  高齢者・障害者福祉	保育料完全無償化事業 認定こども園、へき地保育所、学童保育所、家庭的保育 (事業内容) 認定こども園、へき地保育所、学童保育所、家庭的保育に係る保育料の全額を補助する。 (事業の必要性) 子育て世帯の経済的負担を軽減し、少子化対策や若い世代の移住促進を推進する必要がある。 (見込まれる事業効果) 定住人口の増加と児童福祉の向上が図られる。 介護保険助成事業 高齢者在宅生活支援事業 (事業内容) 要援護高齢者に対し、介護用品購入費を補助する。 (事業の必要性) 要援護高齢者の身体的・精神的・経済的負担軽減と在宅生活支援を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 安心して在宅生活を送れる環境づくりと、要援護高齢者の身体的・精神	町  町

		<p>的・経済的負担軽減が図られる。</p> <p>軽費老人ホーム経営安定支援事業 (事業内容) 町内にある軽費老人ホームに、補助金を交付し、経営安定に資する。</p> <p>(事業の必要性) 町内唯一の軽費老人ホームは、人件費、物価高騰等により厳しい経営状況にあることから、利用者が安心して利用できるよう、支援を図る必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 利用者が安心して住み続けられる環境の整備が図られ、高齢者の自立した生活の確保が図られる。</p>	町	
		<p>生きがい活動支援事業 (事業内容) 食事サービス、趣味的活動、運動機能向上訓練等のサービスを提供する。</p> <p>(事業の必要性) 高齢者の要介護状態等への進行を防止するとともに、自立した生活の継続を図る必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 高齢者の自立した生活が確保され、医療費等の社会保障費の負担軽減が図られる。</p>	町	
		<p>緊急通報体制等整備事業 (事業内容) 独居高齢者や障がい者世帯などに緊急通報装置を設置し、急病や怪我などの緊急通報に対して、救急車の出動要請や親族への連絡調整及び安否確認を行う。</p> <p>(事業の必要性) 独居高齢者や障がい者世帯の自立支援と、精神的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 安心して在宅生活を送れる環境づくりと、高齢者等への日常的な見守り体制の充実が図られる。</p>	町	
	その他	<p>子育て応援出産祝金贈呈事業 (事業内容) 子どもの出生を祝うとともに、子どもが出生した家庭に出産祝金を贈呈する。</p>	町	



は、高度医療に対応しうる医療機器の整備、住民ニーズに即した専門外来の設置や訪問リハビリの拡充など、住民の健康と福祉を守るため、予防医療から早期治療などの総合的な医療サービスを提供できる体制整備が不可欠である。

しかし、医師や看護師等医療従事者の確保が大きな課題となっており、住民が、健康で安心して生活を送ることができる医療サービスが受けられるよう、医療従事者の確保や定着に関する対策が求められているほか、病院の設備の計画的な更新・改修が必要となっている。

また、本町は広大な地域に集落が点在しているため、無医地区等へき地患者の医療確保対策として患者輸送車により 8 路線を運行し、へき地患者の通院手段の確保に努めているが、今後も高齢化に対応した車両整備及び効率的な患者輸送車の運行を行う必要がある。

(2) その対策

- ①住民ニーズに即した医療サービスを推進する。
- ②医療と介護、保健、福祉連携システムによる地域医療連携体制を維持する。
- ③医療機器の整備に努める。
- ④病院施設、医師住宅の計画的な整備・改修を図る。
- ⑤病院施設における再生紙の利用や蛍光灯の間引き点灯など、省資源・省エネルギーを推進する。
- ⑥地域医療研修モデル病院としての役割を担い、地域に貢献する医師等を育てるため、研修医や医学生、看護師等多くの実習生を積極的に受け入れする。
- ⑦帯広市内等の高度医療機関との連携強化を図りながら、救命救急医療体制の充実を進める。
- ⑧急性期治療を終えた患者さんの受け入れなど、回復期医療として、他の医療機関との連携を強化する。
- ⑨十勝定住自立圏域市町村の連携等による救急医療体制等の確保、地域医療体制の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院  患者輸送車	医療機器整備事業 国民健康保険病院修繕事業 患者輸送車更新 1 台	町 町 町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	国民健康保険病院対策事業 (事業内容) 救急患者治療・搬送が必要な場合でも、本病院での処置及び治療の完了ができる体制づくりを図る。 (事業の必要性) 高度な医療設備を有する帯広市まで救急患者の搬送に時間がかかることから、本病院での医療体制整備の必要があるため。	町	

		(見込まれる事業効果) 初期救急・入院設備を備えた町内唯一の病院として、町民が安心して住み続けられる環境の整備が図られる。	
	(4) その他	医師住宅整備事業 医師住宅改修	町

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な運営管理を推進することで、将来の更新費用の削減を目指す。

##### 【本計画における考え方との整合性】

本計画に記載されている公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画第 5 章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に記載されている内容に適合する。

## 9. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### 〔学校教育関連施設〕

本町は、広大な地理的条件から戦後の一時期小中学校併せて 41 校を擁していたが、計画的に統合を進め、現在小学校 4 校、中学校 1 校の 5 校となっている。教育の根幹である義務教育の質の向上を図るため、教育課程の充実及び教育環境の整備を進めている。また、学校関係施設は児童・生徒等利用者の安全を最優先に考え、これからも子どもたちの豊かな人間性を育む場として地域に親しまれ続ける施設となるよう、整備及び長寿命化を図らなければならない。

求められる資質・能力を育むためには、SDGs・ESDを推進する探究的な学習や体験的な学習活動、カリキュラム・マネジメントの充実、教育課程の質の向上を図る検証改善サイクルの確立、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による授業改善の取組が必要である。また、町図書館を情報センターとして機能させる取組や、地域の教育資源を活用した取組も進めていくことも必要である。

特別支援教育支援員の配置によるきめ細かな指導の推進や教育施設の計画的な改修など、ハード・ソフト両面から環境整備を進める必要がある。さらに、良好な学校運営のため、教職員の住環境の改善を図る必要がある。

また、本町は広大な面積を有していることから、通学が遠距離となる地域においては、現在 10 台のスクールバスを運行するとともに 1 路線で児童生徒輸送の業務を委託しており、維持管理や車両更新に対する町財政の負担が多大となっているが、児童生徒が安全に通学できるようスクールバスの運行体制を維持し、車両の計画的な更新を進める必要がある。

学校給食においては、平成 27 年度に供用開始した給食センターで、衛生面に配慮したドライシステムを採用している。昨今、安全な食に対する意識が高まっており、安全・安心な給食の提供はもちろん、地場産食材を積極的に活用した魅力ある献立が求められている。また、給食配送業務の効率的な運営を図るため、給食配送車の計画的な更新を進める必要がある。

#### 〔集会施設、体育施設、社会教育施設等〕

集会施設については、地域住民の文化・福祉の向上、地域自治活動の拠点施設として、主要地域に整備しているが、経過年数に伴う老朽化が進んでいるため、改修整備を図る必要がある。

体育施設については、町民皆スポーツを目標に「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに参加できる機会を確保するため、各種スポーツ施設の整備と活動の推進に取り組ん

できた。総合体育館や温水プールなどのスポーツ施設は、整備から相当の年数が経過し、施設の老朽化が進んでおり、計画的な修繕や維持管理が必要であり、子ども、高齢者、障がい者を含め、誰もが安全にスポーツを楽しむことができるような利用しやすい施設環境の整備が必要となっている。今後は各種スポーツ施設の機能維持のため、計画的に改修・整備・解体を行っていく必要がある。

生涯を通じた学習活動が必要とされている中で、学習環境の整備・充実が行政の果たす大きな課題であり、住民の多様な学習ニーズに応えるとともに、学習意欲の喚起や継続、向上が重要となっている。本町においては、図書館、会議室、実習室などを備えた町民センターや、工芸室、体育館、会議室などを備えた生涯学習館が各種社会教育団体や住民の学習活動に活発に利用されている。特に町民センターについては、平成29年度から令和2年度の間で大規模な改修工事を行い、住民のニーズに対応するため各室の改修、図書室の図書館化を行った。今後は、生涯学習施設機能維持のため、予防保全的な修繕等を随時実施していく必要がある。

また、地域における社会教育活動やコミュニティ活動の拠点となる集会施設は老朽化に伴う修繕が必要になっているため、予防保全的な修繕を行いライフサイクルコストの低減を図ることが重要となっている。今後は脱炭素化社会の実現を図るべく計画的な設備の更新を進める必要がある。

廃校となった校舎、屋内運動場等については地域住民活動の活性化促進の場として活用しているが、施設の老朽化や耐震性の確保など、安全性の問題があるため、計画的に解体する必要がある。

#### [その他]

国際化が一層進展する今日において、町民が国際的視野を広げ、国際化社会に対応できる人材の育成とその成果をもって町の発展に寄与することを目的に、姉妹都市交流を継続しているカナダ・アルバータ州ウェタスキウィン市から国際交流員を招聘し、学校における英会話教育や、住民対象の英会話教室などを行うことで、国際理解を深めている。今後も、国際理解教育の推進により広い視野を持つ豊かな人材育成とまちづくりを進める必要がある。

道立足寄高等学校は、少子化などの影響によって生徒数が減少していることから、存続に向けて、足寄高校振興会等の関係団体とともに、通学費、下宿代等の補助、各種検定・模擬試験・介護資格取得費用等の補助を実施し、学力向上、就職対策の支援をしている。地元高校の存続は、子どもたちが安心して地元で教育が受けられる環境の確保だけに限らず、まちの活性化のために極めて重要であることから、引き続き魅力ある学校づくりを関係団体と連携して構築していく必要がある。

## (2) その対策

### [学校教育関連施設]

#### ①義務教育環境の整備

- ・校舎、屋内運動場、屋外体育施設の計画的な改修、整備を進める。
- ・老朽化した教員住宅の改築・整備を進める。
- ・学校図書、情報通信ネットワークなどの整備・充実を図る。
- ・スクールバス運行の充実と、計画的な更新を進める。
- ・給食センターの計画的な改修・整備を進め、健康な心と体の発達に資するため、地場産食材を活用し、食育の推進を図る。

#### ②教育内容の充実

##### ア. 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育

- ・小中高間の連携・協働を進める。
- ・「個別最適な学び」「協働的な学び」を核とし、授業改善を進める。
- ・学習支援員、介助員を配置して、きめ細かな指導を推進する。

イ. 学びの機会を保障し質を高める環境

- ・教育相談の機能、道徳教育、情報モラル教育を充実する。
- ・ICTの活用による多様な教育機会を確保する。

ウ. 信頼される学校づくり

- ・教職員の働き方改革を一層推進し、本来担うべき業務に専念できる環境整備や部活動の地域移行、学校運営体制を充実する。

[集会施設、体育施設、社会教育施設等]

- ①公の施設、集会施設、生涯学習施設の計画的な修繕を行い、維持管理コストの低減、環境への配慮や段差の解消など利用者の利便性の向上を図る。
- ②利用者の利便性の向上と安全性の確保を念頭に、体育施設の計画的な施設整備、維持管理を図る。
- ③町民のニーズに応じた内容の社会教育事業、生涯学習事業を実施する。
- ④多様な学びのニーズに応えるため、ネイパル足寄等関係機関との連携を密にし、各種事業における協力体制を構築する。
- ⑤学びを支える人材の発掘と把握を行うとともに、学習の担い手となる人材を育成する。
- ⑥学校図書館や関係機関との連携強化に努める。
- ⑦家庭・地域と連携した読書活動の習慣化を推進する。
- ⑧図書資料を計画的に整備するとともに、町民の多様なニーズに応じたサービスの向上を図る。
- ⑨町民のニーズに応じた様々なスポーツ・レクリエーション活動に関する体験・講座等の充実を図る。
- ⑩スポーツ関係団体の組織を充実させるとともに、指導者育成や自主活動に対する支援を行い、団体相互の連携・協働を推進する。
- ⑪気軽に参加できるニュースポーツの調査、研究に努めるとともに、多様な年代に応じたニュースポーツを普及し、町民の健康維持、増進を図る。
- ⑫次代を担う子どもたちの育成支援
  - ・あしよろ☆冒険王をはじめとした体験活動への参加を通じ、子どもたちのコミュニケーション能力、課題解決能力を育成する。
  - ・中高生をはじめとした青少年ボランティアが社会教育・社会体育事業を支援する場を設け、青少年が自主的に考え、行動する力を育成する。
  - ・部活動の地域移行を進め、地域の少年団や文化・スポーツ団体と連携を図り、子どもたちそれぞれに適した環境を整備することで、文化・スポーツに親しむ機会を確保する。
- ⑬学校機関や地域団体と連携し、地域で青少年を見守り、育成する体制を構築する。
- ⑭十勝定住自立圏域市町村の連携等
  - ・生涯学習の推進を図る。
  - ・スポーツ大会等の誘致を図る。
  - ・図書館の広域利用の促進を図る。

[その他]

- ①海外研修の機会を生かすとともに、国際交流員の活動充実を図り、国際理解教育を推進する。
- ②高校の教育充実と存続に向けた支援
  - ・効果的で質の高い教育活動が持続的に行われるよう、幼保・小・中・高校による校種間連携を目指す。
  - ・地域の教育資源を活用し、地域に根差した特色・魅力ある高校づくりを支援する。
  - ・足寄高校存続のため、足寄高校振興会等と連携し、通学費や資格取得、各種検定料の補助等の支援を充実し、生徒募集対策を一層推進する。
  - ・足寄高校生の学力向上・進学率向上のため、公設民営塾を運営し、魅力ある高校づくりを支援

する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	校舎等施設整備事業 屋根・外壁改修(足寄小学校、大誉地小学校)	町	
	教職員住宅	学校施設体育館照明LED化事業 学校施設空調設備整備事業 教職員住宅等施設整備事業 改修	町 町 町	
	スクールバス・ポート	スクールバス更新 3台	町	
	給食施設 その他	調理機器修繕及び更新事業 学校施設内危険木伐採事業 教育機器整備事業 児童生徒用タブレット更新(各小中学校) 教職員用タブレット更新(各小中学校) 校務用パソコン等更新(へき地小・中学校) センターサーバ等更新	町 町 町	
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設	公の施設増・改修事業 外壁・屋根等塗装 (中足寄集落センター、緑栄コミュニティセンター、南区コミュニティセンター、多目的観光施設、西町コミュニティセンター、柏倉集落センター、上芽登集落センター、白糸集落センター、大誉地集落センター外) LED化 (銀河ホール21、多目的観光施設、地域交流物産館、南区コミュニティセン	町	

		<p>ター、緑栄コミュニティセンター)</p> <p>外壁・屋根塗装外改修 (平和生活改善センター、相和生活改善センター)</p> <p>銀河ホール21改修 (屋上防水、電飾パネル点検等、エレベーター更新)</p> <p>公の施設整備事業</p> <p>実施設計 ((仮称)上利別集落センター)</p> <p>総合体育館改修事業</p> <p>エアコン整備、LED化</p> <p>温水プール運営経費</p> <p>弓道場施設新築事業</p>	
	体育施設		町
	図書館	図書館備品(書籍購入)整備事業	町
	その他	多目的交流施設運営事業	町
		旧上足寄小学校解体事業	町
		R造1棟、S造2棟、W造2棟、工作物	
		旧上利別中学校解体事業	町
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 高等学校	<p>足寄高等学校海外派遣事業 (事業内容)</p> <p>足寄高等学校2学年を姉妹都市であるカナダ・アルバータ州ウェタスキウィン市におけるホームステイを中心とした海外研修に派遣する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>国際化社会に対応するため研修機会の確保が必要である。また、町唯一の高等学校である足寄高等学校の特色ある学校づくりを支援し、入学生徒数を確保することで足寄高校を存続させていく必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>外国の生活・文化に対する見識を広め、広い視野を持つ人間性豊かな人材育成が図られる。</p>	町

	<p>足寄高等学校通学費等補助金 (事業内容) 足寄高等学校へ通学する生徒に対して通学費等を補助する。</p> <p>(事業の必要性) 町唯一の高等学校は地域にとって重要な教育機関であり、入学生徒数を確保することで足寄高校を存続させていく必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 通学者及び保護者の負担軽減と活力と魅力ある高等学校づくりが図られる。</p>	町
	<p>足寄高等学校振興会補助金 (事業内容) 足寄高等学校振興会に補助金を交付する。</p> <p>(事業の必要性) 町唯一の高等学校は地域にとって重要な教育機関であり、入学生徒数を確保することで足寄高校を存続させていく必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 子どもたちが安心して地元で教育が受けられる環境の確保及び町の活性化が図られる。</p>	町
	<p>足寄町学習塾管理運営業務 (事業内容) 足寄高校生を対象に、中学の復習から超難関大学受験対策まで、個々のニーズに応じて効率的な学習ができるICTを活用した映像授業と現地講師の対話式個別指導による受講料無料の公設民営塾を開校する。</p> <p>(事業の必要性) 町唯一の高等学校は地域にとって重要な教育機</p>	町

		<p>関であり、足寄高校生の学力向上のための環境整備を図り、入学生徒数を確保することで足寄高校を存続させていく必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>生まれ育った地域で高校卒業まで家族と暮らすことで、保護者の負担軽減、より一層の学力向上と郷土愛が生まれ、将来の地域を担う人材の育成が図られる。</p> <p>学校給食費無償化事業</p> <p>町内小・中学校、足寄高等学校</p> <p>(事業内容)</p> <p>小・中学校及び高校の児童生徒の学校給食費に係る費用の全額を補助する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>子育て世帯の経済的負担を軽減し、少子化対策や若い世代の移住促進を推進する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>定住人口の増加と児童福祉の向上が図られる。</p> <p>国際交流推進事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>国際理解教育を推進するため国際交流員を招聘する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>国際化社会に対応するため学校における英語指導や住民を対象とした英会話教室の機会を確保する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>国際理解を深め、広い視野を持つ人間性豊かな人材育成が図られる。</p>	町	
その他			町	
			町	

(5) その他	足寄町学習塾照明設備更新工事	町
	地域教育活性化事業（地域おこし協力隊） コーディネーター配置	町
	外国語教育推進事業 英語学習教材利用	町
	地域部活動推進事業 コーディネーター配置	町

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な運営管理を推進することで、将来の更新費用の削減を目指す。

##### 【本計画における考え方との整合性】

本計画に記載されている公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画第5章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に記載されている内容に適合する。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町の集落は広大な面積に、足寄市街を中心として、足寄川、利別川、美里別川沿いに点在している。

地域コミュニティの基礎となる自治会は、町民と町を結ぶ役割を担うとともに、花壇整備やごみ拾い・清掃活動などの環境美化活動、交流会行事等の開催を通して地域の結びつきを支える重要な組織となっている。しかし、社会情勢の変化、生活スタイルや価値観の多様化により、人と人との繋がりが希薄化し、会員の減少や役員の担い手不足となるなど、自治会活動が充分に行えていないという声が寄せられている。

大きな災害が発生した際には、自治会をはじめとする地域コミュニティによる共助の機能が必要となることから、相互扶助や地域連帯の気運を創出する自治会活動の振興を図る必要がある。

また、快適で安らぎと潤いがあり、見守りあえる地域社会を形成するため、地域づくりの活動を行う団体等を支援し、住民が人と人のつながりの大切さを考え、積極的に地域づくり活動に参加できるように自治会組織とともに考え、時代が求める地域コミュニティの形成に努めることが必要である。

地域のコミュニティを形成する上で重要となるコミュニティ施設は老朽化に伴う修繕が必要になっているため、予防保全的な修繕を行いライフサイクルコストの低減を図ることが重要となっている。また、今後は脱炭素化社会の実現を図るべく計画的な設備の更新を進めることが必要となっている。

集落の状況把握、住民同士の話し合いの促進、必要とされた具体的な取組のサポートを行うため、集落支援員制度を活用し、高齢化が進む集落の維持・活性化を図る必要がある。

### (2) その対策

- ①自治会連合会の育成強化を進める。
- ②住民活動費の助成を促進する。
- ③自治会意識の高揚を図るとともに、自治会組織への加入を促進する。
- ④自治会再編による規模の適正化を推進し、自治会活動の活性化と育成支援に努める。
- ⑤地域での助け合いや支え合いの意識を高め地域の自主的な活動を推進する。

⑥コミュニティ施設の計画的な修繕を行い、維持管理コストの低減、環境への配慮や段差の解消など利用者の利便性の向上を図る。

⑦集落支援員の活用を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>自治会振興事業</p> <p>自治会連合会補助金 (事業内容) 自治会連合会の運営や活動費に対する補助を行う。 (事業の必要性) 自治会間の連携強化や地域を担う人材を育成し、明るく住みよいまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 心豊かな暮らしを実感することができる地域社会の形成が図られる。</p> <p>自治会交付金 (事業内容) 単位自治会の運営や地域集会施設の維持管理に係る活動費等を補助する。 (事業の必要性) 地域コミュニティの機能を維持し、相互扶助や地域連帯の気運を創出するとともに、地域の自主性を尊重したコミュニティ活動を促進する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 地域コミュニティ活動の活性化が図られる。</p>	町	
	(3) その他	<p>地域活性化事業</p> <p>集落支援員の活用</p> <p>地域住民集会施設設置等補助</p>	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

【公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な運営管理を推進することで、将来の更新費用の削減を

目指す。

【本計画における考え方との整合性】

本計画に記載されている公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画第 5 章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に記載されている内容に適合する。

## 1 1. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

地域文化の創造の気運や文化活動に参加意欲が高まる中で、生涯にわたって充実した生活を送り、豊かな地域社会を築くために、芸術・文化の果たす役割は極めて大きなものである。

本町には、文化協会を中心に団体及びサークルが、生涯学習フェスティバルや町民芸術祭での発表など活発な活動を行っている。今後もいつでも誰でも参加できる活動の場や後継者、指導者を養成して団体の自立化を図るとともに、優れた芸術・文化に接する鑑賞の機会の充実を図る必要がある。また、道内外地域との文化交流やネットワークづくり、化石や自然、歴史的文化財や郷土資料の収集・保存と活用に努め、それら地域の資源をうまく活用しながら、地域や地域文化の振興を図るとともに、住民参加による「花いっぱい運動」等、緑豊かなまちとふれあい社会を実現するための取組が必要である。

足寄動物化石博物館では町内で発見された古生動物の化石等を展示するほか、指定管理者による体験教室等を通じて自然科学に対する学習機会を提供している。より広く、より多くの人たちに来館してもらえるよう展示品の充実や情報の提供、学校との連携を深めるとともに、町内で発見された化石が地域の財産であることを啓発していく必要があることから合理的・効率的な施設の管理運営と、計画的な施設整備を行う必要がある。

### (2) その対策

- ①「オンネト一湯の滝」「東柱類化石発掘地」等の文化財の適正な保全を図るとともに、文化財について広く周知を行う。
- ②文化財専門委員会における協議事項をもとに、文化財の維持に必要な措置を行う。
- ③動物化石博物館に多くの人々が来館するよう、指定管理者と連携を密にし、広報活動や体験活動の充実を図る。
- ④動物化石博物館の経年劣化により管理者、来館者に支障がないよう、随時施設の整備を図る。
- ⑤町民が優れた文化芸術に触れる機会の充実を図る。
- ⑥文化芸術活動を発表・鑑賞する事業については、町民のニーズに応じた内容となるよう、事業の企画・運営を行う。
- ⑦町内文化団体との連携を図り、町民の文化・芸術活動の成果を発表する機会の提供を図る。
- ⑧郷土学習のための拠点施設として郷土資料館を活用し、町民が本町に関連する文化財・郷土資料に触れる機会を創出する。
- ⑨施設の老朽化が進む郷土資料館において、施設・設備の維持保全を行う。
- ⑩美しい街並み、まちづくりとして、住民参加の緑化推進運動を推進する。

### (3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
-----------	----------	------	------	----

10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	動物化石博物館維持管理事業	町
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	動物化石博物館管理運営業務委託 (事業内容) 足寄動物化石博物館の効率的・合理的な管理運営を行うため、業務を委託する。 (事業の必要性) 町内で発見された化石が地域の財産であることを啓発していく必要がある。 (見込まれる事業効果) 自然科学に対する学習機会の提供や、古生物に関する調査研究の推進、地域文化の振興を図ることができる。	町
	(3) その他	花いっぱい運動補助金 文化協会補助金	町 町

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な運営管理を推進することで、将来の更新費用の削減を目指す。

##### 【本計画における考え方との整合性】

本計画に記載されている公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画第5章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に記載されている内容に適合する。

## 1.2. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現状と問題点

本町では、平成13年度に「足寄町地域新エネルギービジョン」と「足寄町木質バイオマス資源活用ビジョン」、平成23年に本町の特徴であるバイオマス資源の利用方針として「足寄町バイオマスタウン構想」を策定し、平成24年には「足寄町次世代エネルギーパーク」を設定して環境に優しい循環型のまちづくりを進めてきた。

令和3年9月、本町は、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素に積極的に取り組んでいく決意を表明し、その後、「足寄町再生可能エネルギー導入計画」、「足寄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定、令和6年度には「分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン」と「足寄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、地球温暖化を食い止めるために有力な手段の1つである再生可能エネルギーの導入をさらに推進することとしている。本町には、自然エネルギーやバイオマスなど、再生可能エネルギーの資源となる豊かな自然や産業が存在することから、それらを最大限活用し、新たな雇用と経済の好循環を生み出し、まちの活性化につなげていく必要がある。

また、ゼロカーボン達成に向けては、町民の理解が重要であり住民周知や広報活動を充実させ

るとともに、町民挙げたCO<sub>2</sub>排出削減の取組を進めるほか、木質バイオマスなど町内で地域循環が見込める再生可能エネルギーを導入するなど、持続可能なまちづくりを進めていくことが必要である。

(2) その対策

- ①関係機関と連携し自然環境や地球温暖化等に関する学習機会の充実を図る。
- ②本町と下川町、美幌町、滝上町で設立した「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」が窓口となり、各種団体企業と「パートナー協定」を締結し、カーボンオフセットによる森林整備に取り組むとともに、今後も地球温暖化防止対策による地域産業の振興を図っていく。
- ③町を挙げた地球温暖化防止に取り組むため、省エネに関する意識啓発や学習機会を充実させるとともに、実践的な活動の支援を図る。
- ④公共施設では、国の補助事業などを活用しながら、LED照明への切替を始めとする省エネ機器の導入を図るとともに、節電やナチュラルビズの取組、ノーカーデーなどの実施により、省エネ意識の高揚を図る。
- ⑤公共施設における再生可能エネルギーの導入について、施設や設備の更新などに合わせて検討する。
- ⑥家庭や事業所等が行う再生可能エネルギーの活用など脱炭素化の取組に対する支援を推進する。
- ⑦まちの森林資源を有効に活用し、木質バイオマスの導入による地域循環型の「地産地消」の取組を推進する。
- ⑧十勝定住自立圏域市町村の連携等
  - ・地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築を図る。
  - ・バイオマスの利活用の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入補助金 (事業内容) 木質バイオマス燃焼機器の導入に対して補助を行う。 (事業の必要性) 家庭や事業所等が行う再生可能エネルギーの活用など脱炭素化の取組に対する支援を推進する必要がある。 (見込まれる事業効果) 地域資源である再生可能エネルギーの導入を推進することで、地球温暖化防止及び地域資源の循環による地域経済の振興を図ることができる。	町	

(3) その他	地域おこし協力隊活用事業	町
---------	--------------	---

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

【公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な運営管理を推進することで、将来の更新費用の削減を目指す。

【本計画における考え方との整合性】

本計画に記載されている公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画第 5 章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に記載されている内容に適合する。

### 1.3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

[まちづくり活動]

地方分権により、地域のことは地域で考え、自らが責任を果たす必要があり、町民・地域・行政が、それぞれの役割と責任に基づき連携・協同し「ともに考え、つくりあげる」まちづくりが求められている。本町では、住民活動団体が自主的に行う創意工夫にあふれたまちづくり活動に対し、「まちづくり活動支援補助金」等による支援を行っている。

また、住民参加によるまちづくりの推進と住民が主体性を発揮できる協働のまちづくりを推進するとともに、まちづくりに関する様々な分野やテーマにおいて、各種委員会や審議会、「町長とのふれあい懇談会」を通じた町民参画によるまちづくりの取組を推進してきたが、高齢化や新型コロナによる自治会や各種団体の活動縮小により、まちづくりに関心はあるがまちづくり活動に参加に至っていない住民が多くいる。今後も、各種委員会や審議会、住民アンケート調査など、まちづくり活動への参加や意見を聞く機会の拡充と、まちづくり活動団体への支援制度の充実を図る必要がある。また、SNSの活用など情報発信を多様化させ住民一人ひとりの関心を高めるとともに、住民がまちづくりに積極的に参加できるよう ICTの活用等による体制の整備を進め、住民と行政が一体となって協働のまちづくりを進めていくことが必要である。

平成 20 年に「ふるさと納税寄付金制度」が創設され、都市の住民を中心に地方を応援する動きが広がっている。寄付を受けた自治体が感謝の気持ちとして、寄付者に特産品等を贈り、足寄町の魅力発信にもつながっていることから、今後も積極的に取り組んでいく必要がある。また、地域おこし協力隊の制度を活用して、地域外から多岐にわたる人材を誘致し、地域の問題解決や活性化などを図る必要がある。

[土地利用計画]

本町では、国土利用計画法に基づく土地利用の規制及び緑豊かな自然環境の保全を図り、自然環境と調和した健康で文化的な生活環境を確保するため、山林、農地、都市ごとの均衡ある調整を図りながら、まちづくりを進めている。

足寄市街地を中心に 2,100ha が都市計画区域となっており、うち 312ha が住居、商業、工業などの用途地域として指定されている。他の大部分は、自然環境に恵まれた山林、農地などであり、今後も引き続き市街化を抑制し、豊かな自然と優良な農地として保全することが求められている。市街地の一部では、道路整備の遅れや老朽化した建物、空き地、空き家も多く見られるため、コンパクトなまちづくりを目指し、安心、安全な土地利用の適正化を図る必要がある。

国土の開発及び保全、並びにその利用の高度化に資するため、土地の所有、利用関係を明らかにして地籍の明確化を図り、公租公課などの負担の公平化、土地に関する紛争の防止、その他多目的に活用する目的から、国土調査法に基づき国有林野などを除き未調査地区で地籍調査事業を実施した。これまでに調査対象面積 616 km<sup>2</sup>のうち約 69%にあたる 423 km<sup>2</sup>の調査を終了している

が、今後は、地籍調査実施後の土地の異動（土地の分筆、合併、土地取引に伴う売買及び相続による所有権移転など）についても、地籍簿及び地籍図の補完を実施する必要がある。

## (2) その対策

### [まちづくり活動]

#### ①住民参加のまちづくりの推進

- ・各種委員会や審議会、アンケート調査などまちづくり活動への参加や意見を聞く機会の拡充を図る。
- ・多様な情報発信を行い、住民のまちづくり活動参加への関心が高まるよう努める。
- ・住民が主体的に協働のまちづくりを推進できる環境づくりを進めるとともに、まちづくり活動団体への支援を図る。
- ・まちづくりに係る情報を町民と町が共有し、一体となってまちづくりを推進する。

#### ②交通安全対策の推進

- ・住民一丸となった交通安全意識向上の取組を推進する。
- ・交通安全団体及び事業所と連携し、効果的な安全対策の取組を推進する。

#### ③防犯対策の推進

- ・防犯団体及び関係機関と連携し、効果的な啓発活動を実践して犯罪の抑止を図る。
- ・家庭・学校・地域と行政が一体となった防犯活動の取組を推進する。

#### ④消費生活対策の推進

- ・消費生活相談体制の充実を図る。
- ・消費者トラブル未然防止のための啓発を図る。

#### ⑤共生社会の形成

- ・男女共同参画やLGBTQについての理解を深めるため、啓発活動を推進するとともに、学習機会の充実に努める。
- ・パートナー間の暴力を根絶するため、意識啓発を推進する。
- ・就労、子育て、介護などの支援や相談体制の充実を図り、「ジェンダー平等」という考えのもと、一人ひとりが仕事・家庭・地域生活の「ワークライフバランス」の調和を保つことができる環境づくりを進める。
- ・誰もが自分らしく生き、活動することができるまちづくりを推進する。

#### ⑥行政情報の提供

- ・町民の必要な情報とまちの動きなどを中心に、親しみやすい広報紙として発行する。
- ・SNSなどを活用した情報発信の多様化を推進する。
- ・町議会での活動を「議会だより」やホームページ、SNS等を活用し情報提供を図る。

#### ⑦広聴体制の構築

- ・町長とのふれあい懇談会等で寄せられた住民の声を共有し、まちづくりに反映させていく。
- ・陳情、要望など広報活動の充実を図る。
- ・ふるさと会の継続・発展に向け、総合的な支援を行う。
- ・議会報告会・意見交換会により地域の声や要望の把握に努める。

#### ⑧自主財源確保を図るため、個人版ふるさと納税や企業版ふるさと納税獲得に向けた取組を進める。

#### ⑨地域おこし協力隊によるまちづくり活動を推進する。

### [土地利用計画]

- ①関係機関との連携を強化し、自然に恵まれた農地、山林を守り、未調整な乱開発を抑制するため、地域を交えた情報共有を図る。
- ②コンパクトで利便性の高い土地利用を推進する。
- ③地籍調査事業を推進する。

④地籍調査成果の補完業務を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		日本足並み会助成事業 地籍調査事業 町勢要覧作成事業 土地鑑定評価業務 標準宅地鑑定評価業務（67地点） 固定資産地価評価業務（時価路線価付設） 市街化宅地評価法地域の状況類似地区 （65分類）内448路線 地域活性化推進事業（地域おこし協力隊）	町 町 町 町 町 町	

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	<p>（4）過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>移住・定住</p>	<p>地域活性化推進事業</p> <p>住環境・店舗等整備補助金（住宅等） 住宅新築・増改築等 （事業内容） 新築・増改築・耐震診断・耐震改修・中古物件購入する者に対して補助金を交付する。 （事業の必要性） 町民が安心して住み続けられる居住環境づくりを推進する必要がある。 （見込まれる事業効果） 定住人口の確保及び住環境の向上が図られる。</p> <p>まちづくり活動支援補助金 （事業内容） 住民活動団体が自主的に行う創意工夫にあふれたまちづくり活動を支援するために補助金を交付する。 （事業の必要性） 住民参加によるまちづくりを推進する必要がある。 （見込まれる事業効果） 住民が主体性を発揮できるまちづくりを推進することで町の活性化が図られる。</p> <p>移住促進事業</p> <p>移住等サポート支援事業 （事業内容） 移住を検討する者からの相談体制を構築する。 （事業の必要性） 人口減少を抑え、活気あふれるまちづくりを推進する必要がある。 （見込まれる事業効果） 定住人口の増加及び本町のPR効果が見込まれる。</p> <p>移住施策推進事業負担金 （事業内容） 十勝東北部3町で、移住を検討する者からの相談体制を構築する。</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	<p>当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。</p>

		<p>(事業の必要性) 人口減少を抑え、活気あふれるまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 定住人口の増加及び本町のPR効果が見込まれる。</p> <p>地方創生推進事業 結婚新生活支援事業</p> <p>(事業内容) 新婚生活に伴う経済的負担の軽減等を図るため、住居取得費用又は住宅賃貸費用、引越費用に係る支援を行う。</p> <p>(事業の必要性) 町民が安心して生活ができる環境づくり及び移住定住を推進する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 子育て施策と連動し、定住人口の確保が図られる。</p> <p>空き家対策事業 空き家実態調査、空き家解体補助</p> <p>(事業内容) 町内の利用可能な住居・解体すべき建物の調査・データベース化を図る。</p> <p>(事業の必要性) 移住・交流施策の推進と空き家の適正管理を進める必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 空き家を利活用した移住や定住・交流者の受け入れが可能となる。</p> <p>奨学金返還支援事業</p> <p>(事業内容) 奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、町内の企業に就職、町内に居住する者に奨学金返済経費の一部を助成する。</p> <p>(事業の必要性) 進学や就職等で若者の流出が続いていることから、若者の町内企業就職・定着を図るための対策が必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果) 奨学金返済経費の一部を助成することにより、町外から将来を担う若者の定住を促進する。</p>	町	町
--	--	--	---	---





		<p>(見込まれる事業効果)</p> <p>安心して在宅生活を送れる環境づくりと、要援護高齢者の身体的・精神的・経済的負担軽減が図られる。</p> <p>軽費老人ホーム経営安定支援事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>町内にある軽費老人ホームに、補助金を交付し、経営安定に資する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>町内唯一の軽費老人ホームは、人件費、物価高騰等により厳しい経営状況にあることから、利用者が安心して利用できるよう、支援を図る必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>利用者が安心して住み続けられる環境の整備が図られ、高齢者の自立した生活の確保が図られる。</p> <p>生きがい活動支援事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>食事サービス、趣味的活動、運動機能向上訓練等のサービスを提供する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>高齢者の要介護状態等への進行を防止するとともに、自立した生活の継続を図る必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>高齢者の自立した生活が確保され、医療費等の社会保障費の負担軽減が図られる。</p> <p>緊急通報体制等整備事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>独居高齢者や障がい者世帯などに緊急通報装置を設置し、急病や怪我などの緊急通報に対して、救急車の出動要請や親族への連絡調整及び安否確認を行う。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>独居高齢者や障がい者世帯の自立支援と、精神的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>安心して在宅生活を送れる環境づくりと、高齢者等への日常的な見守り体制の充実が図られる。</p>	町	
			町	
			町	

	その他	子育て応援出産祝金贈呈事業 (事業内容) 子どもの出生を祝うとともに、子どもが出生した家庭に出産祝金を贈呈する。 (事業の必要性) 子育て世帯の育児に要する経済的支援を行うことで、次代を担う子の健全な育成を支援する必要がある。 (見込まれる事業効果) 定住人口の増加と活力あるまちづくりの推進を図る。	町
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	国民健康保険病院対策事業 (事業内容) 救急患者治療・搬送が必要な場合でも、本病院での処置及び治療の完了ができる体制づくりを図る。 (事業の必要性) 高度な医療設備を有する帯広市まで救急患者の搬送に時間がかかることから、本病院での医療体制整備の必要があるため。 (見込まれる事業効果) 初期救急・入院設備を備えた町内唯一の病院として、町民が安心して住み続けられる環境の整備が図られる。	町
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	足寄高等学校海外派遣事業 (事業内容) 足寄高等学校2学年を姉妹都市であるカナダ・アルバータ州ウェタスキウィン市におけるホームステイを中心とした海外研修に派遣する。 (事業の必要性) 国際化社会に対応するため研修機会の確保が必要である。 また、町唯一の高等学校である足寄高等学校の特色ある学校づくりを支援し、入学生徒数を確保することで足寄高校を存続させていく必要がある。 (見込まれる事業効果) 外国の生活・文化に対する見識を	町

		<p>広め、広い視野を持つ人間性豊かな人材育成が図られる。</p> <p>足寄高等学校通学費等補助金 (事業内容) 足寄高等学校へ通学する生徒に対して通学費等を補助する。</p> <p>(事業の必要性) 町唯一の高等学校は地域にとって重要な教育機関であり、入学生徒数を確保することで足寄高校を存続させていく必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 通学者及び保護者の負担軽減と活力と魅力ある高等学校づくりが図られる。</p> <p>足寄高等学校振興会補助金 (事業内容) 足寄高等学校振興会に補助金を交付する。</p> <p>(事業の必要性) 町唯一の高等学校は地域にとって重要な教育機関であり、入学生徒数を確保することで足寄高校を存続させていく必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 子どもたちが安心して地元で教育が受けられる環境の確保及び町の活性化が図られる。</p> <p>足寄町学習塾管理運営業務 (事業内容) 足寄高校生を対象に、中学の復習から超難関大学受験対策まで、個々のニーズに応じて効率的な学習ができるICTを活用した映像授業と現地講師の対話式個別指導による受講料無料の公設民営塾を開校する。</p> <p>(事業の必要性) 町唯一の高等学校は地域にとって重要な教育機関であり、足寄高校生の学力向上のための環境整備を図り、入学生徒数を確保することで足寄高校を存続させていく必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果) 生まれ育った地域で高校卒業まで家族と暮らすことで、保護者の負担軽減、より一層の学力向上と郷土愛</p>	町	
			町	
			町	

	<p>その他</p>	<p>が生まれ、将来の地域を担う人材の育成が図られる。</p> <p>学校給食費無償化事業 町内小・中学校、足寄高等学校 (事業内容) 小・中学校及び高校の児童生徒の学校給食費に係る費用の全額を補助する。 (事業の必要性) 子育て世帯の経済的負担を軽減し、少子化対策や若い世代の移住促進を推進する必要がある。 (見込まれる事業効果) 定住人口の増加と児童福祉の向上が図られる。</p> <p>国際交流推進事業 (事業内容) 国際理解教育を推進するため国際交流員を招聘する。 (事業の必要性) 国際化社会に対応するため学校における英語指導や住民を対象とした英会話教室の機会を確保する必要がある。 (見込まれる事業効果) 国際理解を深め、広い視野を持つ人間性豊かな人材育成が図られる。</p>	<p>町</p> <p>町</p>	
<p>9 集落の整備</p>	<p>(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備</p>	<p>自治会振興事業 自治会連合会補助金 (事業内容) 自治会連合会の運営や活動費に対する補助を行う。 (事業の必要性) 自治会間の連携強化や地域を担う人材を育成し、明るく住みよいまちづくりを推進する必要がある。 (見込まれる事業効果) 心豊かな暮らしを実感することができる地域社会の形成が図られる。</p> <p>自治会交付金 (事業内容) 単位自治会の運営や地域集会施設の維持管理に係る活動費等を補助する。 (事業の必要性)</p>	<p>町</p>	

		<p>地域コミュニティの機能を維持し、相互扶助や地域連帯の気運を創出するとともに、地域の自主性を尊重したコミュニティ活動を促進する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>地域コミュニティ活動の活性化が図られる。</p>		
10 地域文化の振興等	<p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>地域文化振興</p>	<p>動物化石博物館管理運営業務委託</p> <p>(事業内容)</p> <p>足寄動物化石博物館の効率的・合理的な管理運営を行うため、業務を委託する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>町内で発見された化石が地域の財産であることを啓発していく必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>自然科学に対する学習機会の提供や、古生物に関する調査研究の推進、地域文化の振興を図ることができる。</p>	町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	<p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>再生可能エネルギー利用</p>	<p>再生可能エネルギー導入補助金</p> <p>(事業内容)</p> <p>木質バイオマス燃焼機器の導入に対して補助を行う。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>家庭や事業所等が行う再生可能エネルギーの活用など脱炭素化の取組に対する支援を推進する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>地域資源である再生可能エネルギーの導入を推進することで、地球温暖化防止及び地域資源の循環による地域経済の振興を図ることができる。</p>	町	

